

参議院電気通信委員会会議録第二十六号

公聴会

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)午
前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 尾崎 行輝君
山田 節男君

委員

大島 定吉君
寺尾 豊君
小笠原三三男君
水橋 藤作君
池田七郎兵衛君

政府委員

電気通信省 山下知二郎君
電気通信監 山岸 重孝君
官房人事部長 田辺 正君
電気通信省 業務局長 花岡 薫君

事務局側

常任委員 後藤 隆吉君
専門委員 柏原 栄一君
常任委員 古川 栄一君
一橋大学教授 江尻 進君
日本新聞協 進藤 誠一君
元満洲電信 横山 利秋君
株式会社副総 石橋 鎮雄君
日綿実業株式 社事務取締役

公述人

公述人 古川 栄一君
一橋大学教授 江尻 進君
日本新聞協 進藤 誠一君
元満洲電信 横山 利秋君
株式会社副総 石橋 鎮雄君
日綿実業株式 社事務取締役

第十四部

電気通信委員会会議録第二十六号 昭和二十七年五月二十七日

【参議院】

東北大学電気
工学部実験室 太田 康君
習指導員
全国電気通信
従業員組合中 久保 等君
央執行委員長
日本通信建
設株式会社 渡辺首二郎君
常務取締役

本日の会議に付した事件

○日本電信電話公社法案(内閣送付)
○国際電信電話株式会社法案(内閣送付)

○委員長(鈴木恭一君) 只今から日本
電信電話公社法案及び国際電信電話株
式会社法案に對し電気通信委員会の公
聴会を開きます。

委員を代表いたしました一言公述
人各位に御挨拶申し上げます。このたび
政府より日本電信電話公社法案及び国
際電信電話株式会社法案が提出されま
して、目下当委員会が審議中でござい
ますが、この法案の内容は、電信電話
公社及び国際電信電話公社を新たに設
立いたしました、創始以来の経営で
ありました電信電話事業を、国内部門
は公社に、国際部門は会社に経営させ
ようとするものであります。電信電話
の経営形態の改革というものは、国家
的に重要な事項でありますので、委員
会におきましては極めて慎重に審議をい
たしておるのであります。ここに国会
法の規定に基づきまして、真に利害関係
を有するかたぐい及び学識経験のある
かたぐいから御意見を拝聴いたしまし
て、審議の一助にいたさうという趣旨

でこの会を開きましたのでございま
す。公述人のかたぐいにおかれまして
は、公私御多忙のところをおいで頂き
まして誠に有難うございました。厚く
御礼申し上げます。

これより御意見を伺いたいと思いま
すが、御発言の順序は委員会において
適当に定めましたので御了承願いま
す。御意見は賛成、不賛成を明らかに
されまして、且つその理由をお述べ願
いたいと存じます。

それから委員各位に申し上げますが、
公述人にお願ひいたしておきました岸
喜二雄君より、病氣のために出席いた
しかねる旨の通知がございましたので
御報告申し上げます。公述人のかたぐ
いに対する質問は、午前中は午前中
の公述人が終了したあとで、又午後の分
は午後の公述人が終了したあとで一括し
てお願いいたしたいと存じます。

それではこれより御意見の発表をお
願ひいたします。御発言の際は御氏名
と職業をお述べ願ひいたしと存じます。
古川 栄一君。

○公述人(古川 栄一君) 私一橋大学教
授古川 栄一でございます。時間が限ら
れておりますから、率直に問題のあり
ます点を申し上げます。

只今委員長から御説明がありました
ように、日本の電信電話事業につきま
して、国内につきましては日本電信電
話公社として改組されることにつきま
しては、趣旨といたしましては賛成で
ございします。ただ次に述べますよう
な点につきまして若干の意見を有するの

でございします。それは、このたび公社
はいわゆる公共事業体として発足する
ことになつておるのでございしますが、
大体公共企業体といたします経過は国
によつて違ふようございしますが、大
きく分けまして二つあるように考えら
れるのであります。その二つは、従来
私企業といたしまして営まれていたも
のが、公共的性質によりまして国家資
本を入れます、これを公共企業体と
して改組する行き方でありまして、イ
ギリスにおきましては、この経過を辿る
ものが多くように思われるのでありま
す。第二は、全く国家事業としまし
て、いわゆる公企業として営まれたま
したものが、それに私企業的な能率運
営と申しますか、合理的な体制を整え
まして、より一層一般公衆の利便を図
るために公共企業体に改組する行き方
であります。本日本電信電話公社法案
の行き方は後者に属することは明らか
でございます。従ひましてこれらの法
案に盛り込まれております内容を吟味す
るに当りましては、従来の公企業とい
たしましてのいけなさをできる
だけ排除いたしまして、私企業的なよ
ろしいところを、つまり能率的な運営
と、従ひまして経営管理の責任体制と
いうものを確立するといふところに重
点を置いて検討して見る必要があるの
じやないかと思ふのであります。なお
電信電話公社は決して競争企業ではな
くして、独占企業でもございしますの
で、こういう角度からこの法案に盛り
込まれております点につきまして検討して

見ますと、私といたしましては次のよ
うな点に若干の疑問と、これを考慮す
る必要があるのじやないかと思ふので
あります。

第一は、経営委員会制度が取入れら
れておるのでありますが、それは国鉄
の監理委員会と違ひまして、その性格
は相当はつきりしておりまして、公社
の業務の運営に關しまして重要事項を
決定する機関として考えられ、その項
目が並べられておるのであります。こ
の点は恐らく株式会社制度におきま
す取締役会制度の考え方を取入れられ
まして、内部の執行を担当されます総
裁以下の経営上の経営管理の仕事に對
しまして、広く業務運営に關しまして
知識を経営管理の上に導入いたしまし
て、よりよき運営を図らうというところ
が趣旨であるように思ふのでありま
す。その意味におきまして、この制度
は私は非常に結構な制度だと思ふので
ありますが、ただ次の点に關しまして
考える余地があるのじやないかと思ふ
のであります。

第一は、内部の特別委員はお二人で
ありまして、外部の委員が三名になつ
ておりますが、広く専門的な経営管理
上の、或いは業務上の知識を取入れる
ためには、委員の数を二人くらい、五
人程度に外部委員を増すといふことが
考えられる余地がないかと思ふのであ
ります。と同時に、これはアメリカ等
の経験でもそうなのでありますが、取締
役会は非常にうまく行つておるところ
と、必ずしもそうではないところがあ

るのであります。が、いろいろ理由はあるのでございますけれども、その一つの理由といたしましては、外部のかたはいわゆるパート・タイムのかたでございまして、必ずしもこの仕事に始終関係なさっておるわけではない。而も報酬は多く非常に少いのであります。この法案によりますと、外部の委員はいわゆる報酬を受けないことが十六条の規定に載つておるのであります。若干旅費その他の出頭に伴う実費はお受けになりますけれども、原則としては無報酬であります。このことは相当考える余地があると思うのであります。やはり委員のかたには報酬をおきめになしまして、たとえパート・タイムでありましても、業務運営という非常に実質的に重要な仕事を担当されるののでありますからして、これに対する報酬規定を設くる必要があるのではないかと思ひますが、以上簡単に経営委員会制度について申し上げます。

第二の問題は財務及び会計に關しまして若干の意見を申し上げたいと思ひます。公社の性質に鑑みまして、第三十九条には發生主義會計が原則とし取入れられておりますのは全面的に賛成であります。事業体といったしまして是非とも事業成績の内容を明らかにいたしますために、發生主義會計を全面的に導入することは私は當然のことと考へるのであります。

次は予算制度でございますが、恐らく今度の公社法案における非常な特徴は、従来の官庁式予算制度を事業体の予算制度に切替えるということに重点があるように伺つたのであります。この点につきましては私は全面的に賛成いたすのであります。ただ、

千この法文に盛られておりますところから推察いたしましたして、なお且ついろいろの事情があると思うのでありますけれども、事業体の予算にすつかり切替え切れないような、若干もや／＼しうたところがまだ残されておるように思われるのであります。百尺竿頭一歩を進めまして、もつとすつきりした予算制度を導入いたしまして、公共企業体本来の、一番最初に申し上げました私企業のようにところを取入れる点、この点に重点が存するように私思うのであります。と申しますのは、第四十条にあります。と、公社の予算は弾力性を与えるものというところが謳われておるのであります。これがむしろ当然なのであります。今度の予算はここに謳つてありますように、予算と事業計画と資金予算、それから成立つてますが、いわゆる予算は官庁式予算ではなくて事業体の予算でありますからして、事業計画の表明であり、その他におきましては、事業の責任体制が予算を通じて明確にされると考えるのであります。従つて資金予算に関しましては、これだけ国家の金が入つておるのでございますし、いわゆる財政基金が、要するに資金が使われるのでございますからして、この点に関しましては非常に厳格なる監督が必要であると考えますが、事業そのものを反映いたしまして、この事業予算は、むしろ事業の合理的運営に關して弾力性を持つことはむしろ本質なのであるからして、弾力性を与えるという趣旨の意味が私には必ずしも正しく理解できないのであります。と申しますのは、この四十条の規定は、更に四十三条におきまして予算総則の中に予算に与えられる弾力

性の範圍がきめられるというふうに聽かれておるのでございますが、事業予算に關しましては、當然弾力性を持つべきでありまして、その範圍を予算總則で与えるという意味は私には理解しかねるのであります。最も事業予算の内容は、いわゆる建設改良に關しますところの工事的な予算と營業上の予算と二つありますからして、營業上の予算が今申します事業予算のむしろ經常的な予算でありまして、建設的なものに關しましては、國家資金との關係からして相當の拘束性を資金面からして持つことは當然でありますが、營業予算に關しましては、むしろ予算の弾力性は當然の問題と考えられるのでありまして、予算總則を通じてその範圍をきめるといふことは私にはどうも納得がいたしかねることを申し上げます。思ふのであります。同時にこの予算は郵政大臣が責任を持つて検討なさると同時に、更に大藏大臣が必要なる調整を行なつて閣議の決定を経なければならぬという規定が四十一條にあるようでございますが、これを事業予算の範圍、つまり營業予算、勿論建設予算とのむしろ責任でありますけれども、郵政大臣は資金計画、又それとの關係においては長期短期の借入計画に關しましては國家の金融面との關係が複雑でございますからして、この面に關しまして大藏大臣がいろいろ調整上の権限をお持ちになりますことは、これは當然と思はれるのでありますけれども、事業予算そのものにまで大藏大臣が調整を行はれるという趣旨には私は理解しかねるものがあるのであります。と申しますのは、今申上げましたように、公共企

業体が独立採算を以て中核体としたします場合には、事業予算の編成とその遂行が、実に郵政大臣以下の責任体制確立の場、方法でございますからして、事業予算に関しましては、郵政大臣の責任ということを明確にされる必要があるのじやないかと考えるのであります。以上予算編成の問題であります。

次は、なおこの予算編成に関しまして、今申しましたように、工事予算は当然継続的に年限が長くなりますからして、継続費の規定が含まれておることは私は大賛成であります。これは従来はこの方面の規定がなかつたようでありましたが、当然のこととして私は大賛成をする次第であります。

次は、利益及び損失の処理に関しまして若干意見を申し上げたいと思ひます。この法案によりまして、予算總則におきまして、すでに国庫納付金に関する事項も規定されておるようでありますし、更に六十一條に参りまして、公社は毎事業年度経営上の利益を生じました場合におきましては、その繰越した損失の補填に充てまして、残余があつた場合にはあらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付すべき納付額を、控除してから積立金として整理する、こういう国庫納付の規定があるようでございますが、公社を設立されていまずことは、従来の公企業からして、公共事業体に変つて行くのであります。すでに営業或いは料金等につきましては、国家の嚴重なる監督の下にいわゆる公共の性格を明らかにしたのであります。従ひまして国庫納付金をいたします場合において、あらかじめそれを考慮いたしましたして、例えば料金を

高くいたしまして、その結果、このことは不可能な事情になりまして、而も独占の性格からいたしまして、サー・ビス等にいたしましては、国家の嚴重なる監督を受けておるのでございますからして、まあ原則として、利益が上らなくてもこれは公共企業体といたしまして、国民の電信電話に対する利便を図るという趣旨は十分達し得ると思われるのでありますが、勿論コストを低下し、更に企業努力によりまして余剰を生じた場合においては、これを国庫納付金として取上げるということに關しまして、この公共企業体の作られております経過からいたしまして、十分私には納得がいたしかねるものがあるのであります。と申しますのは、如何なる公共企業体でありまして、例えば専売公社のようなものは、これはむしろ税金を事業体を通じて稼ぐという大きな役割を持つておると思うのでありますけれども、電気通信事業は、一般電信電話へのサービス、利便、そういうところに趣旨が置かれておるのでございますからして、公共企業体として発足いたしまして、も、それに納付金制度を加味するといふことには、非常な私は疑問を持つのであります。むしろこれは自己蓄積とありまして、将来のコストの低下、サービスの向上等に経営者、總裁以下責任を持つてこれを利用するといふふうな考慮をすべきでありまして、納付金問題をここに挿入することにつきましては、私反対意見でございます。と同時に、余りいわゆる野放しというよきな心配を生ずる虞れがあるといけませんので、これはさつき申しましたように、予算制度を通じて責任体制

を明らかにするのでありますからして、十分事業内部におきまして責任を持って能率の運営、殊に利益が出て全部積立金にすると、利益を納付しないということからして、無駄とか、そういう心配のないように、企業内部におきまして十分の監督制度というものを確立することが、これとの関連において考えられるのではないかと、思ふのであります。と申しますのは、すでに大蔵大臣或いは会計検査院等からいたしまして、いろいろの外部からするところの、勿論国会も当然であります、監督が行われておるのであります、が、公社自身の制度といたしましては、第七十一条におきまして、会計規程を通じまして、その中味を明確にする制度をとるのであります。そうしてその結果を今申しました会計検査院なり、大蔵大臣なり、国会なりに報告する制度が、いわゆる経営者としての、總裁といたしましての管理制度になつてゐるのであります。この会計規程は私の拝見いたしましたところでは、飽くまでいわゆる財務会計規程でございまして、内容を正確に明示するといふ点に中心がおかれておりました、能率の運営に關するところの会計規程としては必らずしも明確でないようであります。尤も裏返しに読みまして、公社の事業を企業的な経理、予算の適正な実施に役立つように会計規程を定めるといふ意味におきましては、若干管理会計的な規定も考えられてゐるのであります。が、今申しました納付金制度を排除する代りと言いますか、排除することに對しまして、企業体としまして責任を持ちますためには十分進んだ現今の管理会計規定を規程のうちに

明確にすることによりまして、例えば内部監査制度のようなものを取り入れて、一層その責任制度を明確にするといふことが考えられるのではないかと、思ふのであります。これとの關係におきまして、やや内部に入りませんが、總裁、副總裁各一名になつておりますが、こういう電気通信事業のような大規模の運営におきましては、アメリカ等の実情を見ますと、その執行面に関するいわゆる副社長、バイス・プレジデント、これをいわゆる内部統制をいふたします、インターナル・コントロールであります、副社長というものが明確に分かれておるのであります。つまり執行面の責任者と、スタッフ面と申しますか、そういう監督面の責任者が明確に分れてゐるのであります。それから、できるならば私は總裁の下に副總裁二名を置きまして、一人は執行面に対する責任者であり、もう一人は内部統制、管理経営の面から事業の合理的な面を明確にするところの会計規程を監督する副總裁を置くことが一般の理解を容易にし、内容に對して信頼を持ち得る重要な制度と考へるのであります。そして、そういう面を会計規程の上においても少し補足されることを希望する次第であります。

最後に、国内の電信電話事業に關しましては、いわゆる公共企業体としての公社案であり、国際電信電話に關しましては、先ほど委員長の御説明のよくな株式会社にしまして、全く私企業体に切替へられるということであり、この点に關して私は若干疑問を持つてゐまして、恐らく国内電信電話と国際電信電話とは、性格上から言ひまして相當な相違があると思ふのであります。行く／＼は国際電信電話も株式会社にしまして、すつきりした私企業体を取り入れるということに賛成なんぞでございまして、今にわかに両者を切離して、片方は公共企業体、他方は私企業体とするには若干の疑問があるものであります。先ず兩者を取りあへずやはり公共企業体としまして、従来の公共企業体としてのいろいろの非能率、官庁経営に伴うところの欠点等を是正する最もいい過渡的な経営におきまして、公共企業体制度をやつて、国際電信電話公社に取入れまして、国際電信電話も同時に公社として発足し、暫らくの余裕を見まして、国際電信電話公社はこれを民営に切替へるという漸進的な行き方をとられることがむしろ合理的ではないかと考へるのであります。

以上簡単でございしますが、私見の一端を述べた次第であります。日本電信電話公社につきましては、今申しましたような若干の点を除きましては全く賛成でございします。

○委員長(鈴木泰一君) 有難うございました。次は江尻進君。

○公述人(江尻進君) 日本新聞協会編集部長をやつております江尻進であります。本日公聴会に付議されました両法案について、言論界代表として意見を述べたいと思つてございしました。が、私のほうの協会といたしましては、正規の意思決定機関であります理事会を開く時間的余裕がございませんので、主な新聞通信社五社の責任者の会合を求めまして、この法案を研討いたしまして、一応の見解を取りまとめたい次第でございします。以下申述べます。

内容は、これに對しまして大体言論界の意のあるところを体して所見を述べた次第でございしますが、言論界代表という意味をそのような範圍においており願ひたいと思ふのであります。

結論から申しますと、両法案に對しては、若干の条件を付けますけれども、賛成でございします。この電信電話事業は、申すまでもなく我々の仕事であります。新聞、ラジオなど、民衆に事実や意見を伝える仕事をする、いわゆるマス・コミュニケーションの機關、そういう機關の機能を十分に發揮させるところの原動力になるものでございまして、又これによつて社会が初めて成立するといふ基礎的な重要な働きをするものと思へるのでございします。そういう意味におきまして、誠社会に重大な影響のあるものでございしますから、その運営の適否に對しては、我々言論界としては非常な関心を持つものでございします。ところでその両法案提案の理由は、いずれも活潑な企業活動を促すために公社乃至株式会社を作るといふ趣旨でありまして、今度の改組はそういう方向に一步でも前進するならば誠に結構だと存する次第でございします。理想的に申しますれば、電信電話はすべて民営として、而も独占企業の形を打破することによつて本當の意味のサービスの改善向上があると信ずるものでございしますが、今回の案が現在あるところのいろいろの制約から一挙にそういう理想案に進まないまでも、将来そういう形に進むことを期待するものでございします。以上の立場から申しまして、我々が期待しているところは、この改組によつて電信電話が十分に与えられたところの社会的機能を果し得るようになるかどうか、これを又別な言葉で申しますれば、サービスの改善に役立つかどうかといふことに關心を持つものでございします。が、そういう観点から若干の希望を申し上げておきたいと思ふのであります。

第一は、この公社にする会社にして、設立する際の資産の評価をできるだけ切下げて、適正な価額で見積つてあるところの資産は、戦災その他で相当消耗しておりますし、国際的な水準から見れば価値の低いものではないかと考へるのでございします。又種々無駄な施設も附屬しておるのではないかと考へるのでございしますが、こうしたものをそのまま兩機關に高い帳簿価額で引継ぐというようなことにいたしますと、将来の營業原価は非常に高いものになるのであります。これが結局料金を引上げる結果になるわけでありまして、そういう点について兩機關とも十分の御考慮を払われることを希望する次第でございします。又施設と同様に人的な問題でございしますが、仮に施設を非常に能率的なものにして、外国の企業がやつていますように機械化することができますれば、現在水ぶくれしておると考へられるような人員も、そのまま維持する必要がないのじやないかと考へられるのであります。こうした点も施設と同様に十分検討を加えられんことを要する次第であります。

更に国際電信電話公社につきましては、政府の現物出資に對して与えられた株式は、政府が処分することになつております。この処分のやり方如何によつては、莫大な政治資金が公然と与

えられるというふうな結果になるのではないかと、このことを憂へてゐるのであります。そういうことがないようにならねば、あらかじめ十分の考慮を払われることを希望する次第であります。そういう事態は容易に起り得るようなことがこの法案から予想されるのでございしますが、新しい機関が充足の当初において、そのような不正な取引の対象となり、国民に不当な経済的負担を負わせ、その信を失ふことになりまうと、この企業体の将来は憂慮すべきものと考へるのでございます。曾て満鉄で行われましたような、政府の政治資金抽出の財源化しないといふことを特に希望して置きたいのであります。又そういう意味ではその株式の処分に当りましては、一部のものを、殊に一部の電氣通信のメーカなどによつて株式が独占せられないといふことについて、十分の御注意を願ひたいと存するのであります。

第二の点は、二つの両方の組織とも総裁や社長に対してできるだけ外部からの干渉統制を少くしまして、成るべく広く運営上の権限を持たせ、これによつて自由に施設の改善を図り、サービスの改良を来すといふことをやつて頂きたいと存するのでございます。殊に公社には経営委員会というふうなものを作りまして、経営の責任がどこにあるかといふことがはつきりしないような組織になつております。又これによつて経営能力が阻害されるという仕組になつておるのを見受けるのであります。この委員会は不適当のもので考へるのであります。できればこの委員会を廃止して、総裁以下役員に経営上の一切の権限を持たすべきで

はないかといふふうに考へる次第でございます。殊に利益金を挙げました場合に、これを国庫納付するといふようなことをやめまして、この利益金は企業運営上に最大限度に利用できるように権限を総裁に与へべきものでないかといふふうに考へるのであります。又理事の人員、人数といふものは制限の規定がないようでございますが、一般の団体の規定と同様に何名以内といふふうに明記すべきものではないかと考へるのであります。又両機関とも経営幹部の人事につきましては、昨年来電力会社の人選で問題になりましたような、そういう醜態な事態にならないよう、何人にも納得できるような公正な人選が行われることを希望するのであります。又公社の経営委員会を仮にどうしても設置しなければならぬといふ必要があるといたします場合でも、その委員の任期は全部不同なものとして、一度に全員が交替しないような制度にされることを望ましいと考へる次第でございます。

第三の点は、これはこの法律に直接関係はないかとも思ふのであります。が、改組に際しましては、経営の方式を従来の官僚的なやり方を一掃しまして、あらゆる面においてサービスの向上を図られるように希望する次第でございます。専売公社とか、国鉄の場合では、これは成るべく多く売りたい、或いは多くの客を輸送したいといふような意図がございしますが、電信電話の場合にはそういうことは余りなくて、特権化しているという傾向がありまして、けでございしますが、それでサービスの重点を復旧度を高めるといふことに置

いて頂きたいと存する次第であります。又一例を申し上げますと、電話の技術など明治時代に作られたものをそのまま今日にも適用して極めて煩瑣な手続をやつてゐるようでございますが、この改組後は窓口、現場と経営の本部との中間段階を成るべく少くしまして、現場の責任において最小限度に処置ができるよう、即ち利用者によつてできるだけ便利のような規定を造つて、そのような運営方針をとられることを希望する次第でございます。

以上でございます。

○委員長(鈴木恭一君) 有難うございしました。次は進藤誠一君にお願いいたします。

○公述人(進藤誠一君) 私は長く通信省におりまして、電氣通信が一般会計から特別会計になつた時代を通じて電信電話の事業に従事いたしましたのであります。その後満洲電信電話株式会社に参りまして、その運営に携つたものでございます。併し終戦と共に長らく事業を離れておりまして、最近の事情につきましては、よく存じていないのであります。このたび両法案を拝見いたしました。この両案につきまして意見を述べた次第でございます。が、結論はその趣旨におきましては賛成でございます。最小限度二、三カ所国会において修正を願ひまして、賛成したい、こういうのであります。

先ず企業形態でございますが、私は電信電話の企業形態は公社がいいと考へます。従いまして将来これを純民営に持つて行くといふことにつきましては反対であります。公社というアイディアは最近アメリカから入つて来たように説明してありますが、実は満洲で

はよほど前から公社の観念で事業が運営されておるのであります。古いことを申しますれば、満鉄がこれが公社の精神を持つておるものと思われまうが、それは別として、昭和八年に満洲電信電話株式会社というものが半官半民の形においてできました。これは形式におきましては民間株式会社の形態をとつておりますが、その実質におきましては今日言われておる公社であつたといふことは信じます。なおそれから少しいたしまして、満洲に満洲拓殖公社というものができました。この会社でははつきりと公社という名前を表面に出しておるのであります。私の経験では、満洲では満鉄、満洲電、満拓、この三つが今日いふゆる公社的な運営をいたしたものと信じております。それで今回の両法案を拝見いたしました。それと、かように考へます。

私どもの従事した満洲電信電話株式会社の日本電電公社と国際電信電話株式会社の丁度中間に位置しておるのであります。従いましてこの公社のほうは満洲電よりも幾らか国営に近いのであります。それから国際電信電話株式会社のほうは満洲電に比べて民営のほうに近くなつておる、大体かようなことになつておると思ひます。そうして私はこの電信電話という事業の本質から見まして、この事業の経営形態は公社が最も適當であつて、国営も民営もよくないと思ひます。

それではこの電氣通信事業の本質、即ち一体性、それから自然的独占性、それから強固な公益性、これから来る当然の帰結でありまして、公益性と能率的経営を併せてやるのは、古い言葉で申しますれば士魂商才と申しまして、

どうしても国営の精神を持つて民営の才能を加えてやる、この形態しかないと思ひます。国営であります、いわゆる士族の商法といふ言葉があります。が、民営につきましても、これは英國の言葉であります。マーチヤント・イズ・ノット・グッド・キングといふことであつたのであります。公共性の確保といふことは商人の経営によつては確保できない。こういうのであります。どうしても公共的の精神を以て民営の才能を加えてやるということになります。公社の形態に落着かざるを得ないのであります。民営万能のアメリカにおきまして、最近公社という觀念が續々と現われて来たことは、この理由なきでないと考へるのであります。今日我が日本におきまして、この企業形態を考へる場合に、この点ははつきりと私は明記して置く必要があると考へます。その意味におきまして、この法案の国際電信電話株式会社のほうは、これは形から言いますと、民営の形態をとつておりますが、内容を検討いたしますれば、私はこれはやはり實質は公社に近い、かように言つてよいと思ひます。従つてこの国際電信電話株式会社のほうも、運営よろしきを得れば、これはこれでも差支ない、かように考へるのであります。それからちよつと附加して置きますが、私の今形態を申したことは事業全体のことでありまして、電信電話におきましては、工事の機械設備をやる、このことが非常に民営の主張の大きな原因になつておるようでありまうが、私の言うのは、この設備につきましては、純民営

でどし／＼競争をやつてよいと考えるのであります。何れそこには公共性もなく、経済的運営でよいのであります。ただこの設備なり工事の請負をやるにつきましても、何れの法律立法は要らぬのであります。どし／＼普通の民営形態においておやりになつたらよいと思つておられます。そのことを誤解のないように附加して置きます。

それから第二に、この法案の目的といたしておきますところは、要するに電信電話がよくなるように、電信電話が早く付くように、サービスがよくなるようにということでありまして、電信電話のサービスが悪いということとは、これはもう私もよく知つております。同じ通信事業にいたしまして、戦後郵便はよほどよくなりました。それから同じ電信電話のうちでも、電信のほうは幾らかよいのであります。電話が一番悪い、これはどういふわけかと言いますと、殊に郵便は要するに人手でやるサービスでありまして、機械設備を余り利用しないのであります。従いまして人の訓練指導がなければ早く立ち直つてよくなるのであります。電信も電話と比べれば機械よりも人に依存するところが多いのであります。国営と民営とは、国営必ずしも悪いといふことではないと思ひます。私は電信電話のほかに簡易保険の關係にも長く従事しましたが、保険事業におきまして、民間の保険と簡易保険と比べて、簡易保険はこれは口幅つたいようであります。民営よりも能率を挙げ、好成績を挙げていると思つておられます。悪いというところは、私はこういうことは言えないと思ひます。然るに電話が

かくのごとく悪いのはなぜかと言ひますと、それは要するに人に依存することが少く、機械設備、技術に依存する事業であるからであります。この電話が悪いということは今日非常に悪いと言ひますが、今日始まつたことではないのであります。数十年前私どもが携つて、一般會計及び特別會計を通じて、あらゆる時代に携つたのであります。いつでも電話が満足に付いたことは一回もないのであります。これは一体どういふことであるかと言ひますと、その原因はどうかと言ひますと、先ずこういうふうな機械設備をする事業におきましては金が必要であります。収益が率

くらの利廻りも民間企業と比べて劣らして、従つて我々は公債によつてやるといふことを主張するのであります。政府は公債を許さないのであります。それから公債を許さなければ、みづから働いて利益を蓄積して、これによつてやろうといふことを考えます。これ又予算を縛られ決算を縛られ、そうして収益を國庫にとられてしまふのであります。これは一般會計のときは幾らとられたか、殆んど表面の数字も出ないのであります。日本では長らくこの電氣通信事業特別會計の収入を絞りとるというところに昔からなつておつたのであります。特別會計になりまして八千二百万円という、毎年、当時の金にすれば大きな金であります。納付金をとられたのであります。その八千二百万円と定められてゐるのである、やはり大蔵大臣の査定権によつて一億円になり、二億円になり、最後は八千二百万円と書いてあり

ながら、二億五千万円も一年にとられておる状態であります。これがこの電話が今日まで悪い原因であります。この点が直らない限りは、如何なる形態ができて如何なる法案ができてよくならぬ。それで今度の法案がその点がよくなつておるかと言ひますと、若干よくなつておりますが、電信電話債券を発行することができ、或いは外債を政府で補償するといふような点もありません。これ又それではそれによつて一億資金が本當に集まるかと言ひますと、これ又今日の日本の経済状態では大して期待はできないと思ひます。従ひましてどうしたらよくなるかと言ひますと、従業員、経営者が非常に働いて能率を上げて、そうしてみづから資本を蓄積してそれを建設のほうに廻すことしか私はないと思ひます。

それではその点が今度の法案によつてよくなつておるかと言ひますと、これ又若干はよくなつておつて、例えば予算に弾力性とか、或いは給与總額の範囲内で能率的な給与を従業員にやつていいとか、いろ／＼挙げておられます。その点は趣旨においてよくなりますが、ところが依然としてこの法案におきまして、予算の査定権は大蔵大臣が持つており、そうしてこの予算の決定その他會計の細目手続はやはり大蔵大臣がこれから定めると書いてあります。この法案に明らかでないものであります。そういうことになりましますと、私はこの法案そのものでは非常にもいいものになつておりますが、實際今後のやり方如何では又昔のやうに元の木阿弥になる虞れが多分にあるのではないかと、その点をこの法案において、そういうことがないようにすると

いうことが絶対に私は必要であると思ひます。その規定は六十一條のあの納付金を納付する、これは現在独立採算でこんな規定はないのであります。現在よりも更に公社にして改悪しようといふのであります。これはどういふことが甚だ合点が行かぬのであります。が、こういうことは絶対に、今さえないのに改悪して規定を加えるといふのであります。一体この公社法案は電話をよくするのやら悪くするのやら甚だ私は疑問に考へます。これは是非修正して頂く必要があるのではないかと。それから予算の査定権、予算の規則の手続の細目の決定といふことも、これ又郵政大臣が責任を持つて大蔵大臣と協議してやるべきである、大蔵大臣が決定すべきものではこれ又ない、この点も修正を要すると思ひます。

それから第三にもう一つは、今度のこの公社法案と共に國際公社法案が二つ並んで出ておるのであります。このために非常に複雑にいたしております。國際公社ができた以後の公社の收支予算がどうなるかといふこともはつきりさせておられません。それから又國際電信電話株式会社のほうの事業目論見書も定款も付いていないのであります。それから、的確な意見は申し上げられませんが、ただ私が指摘しておきますのは、國際電信電話公社ができることによつて公社の収入には大穴があくといふことであります。それは今の電信事業であります。電信事業は今でも赤字であります。僅かに國際電信において黒字になつておるので、国内電信は全然赤字であります。その黒字である國際電信を公社へ持つて行くのであ

りまして、殘る電信は赤字を更に赤字にするのであります。これに對しましては一般會計からでも繰入れといふことがない以上は、どこから出すかといふと、電話がその損失をカバーするほかにないのであります。そうしますと、電話の建設に持つて行くべき金、電話のサービスをよくする金はそれだけ減る。従ひまして國際電信が公社へ行つたために公社が電話をよくしようといふほうは却つて悪くなるのじやないか、かように私は考へます。そこでこの点と公社を犠牲にしないで國際電信電話公社を作るといふことができるならば私はよいと思ひます。それがどうしたらいいかと言ひますと、國際電信電話公社の株は一応は公社が持つてあります。ところがこの法案によりますと、附則の二十項、二十一項、二十二項であります。皆これは政府が処分してしまつて公社には持たせないであります。そうしますと、儲かる事業をとられる、それによつて受くべき配当もとれなくなつてしまふ、これは一体どういふわけか甚だわからぬのであります。これはせめて國際電信の有利な株を公社が持つて、それから配当を受けて電信に流す、従つて電話のほうの犠牲のないようにすることが必要じやないかと考へます。この点を修正する必要があると思ひます。

それから次に國際電信電話公社の性格であります。これは一体何のためになるかと考へて見ますと、昔國際電氣通信の設備の会社があつたのであります。それは政府が國際電氣通信の施設をやるのには莫大な金がかかつて政府の予算ではできない、そこで

会社を作つてこれをやつたのであります。ところが、そういう沿革があるのであります。今日この会社はなくなつております。ところが今度作ろうという会社は、一体国際電気通信に莫大な設備、資本が要るかと言いますと、昔のようないふ理由はないのであります。大正十三年当時は長波時代でありまして、一つの無線局を作れば非常な金がかかるというので民間の資本を借りたのであります。ところが、今日は短波でありまして、そんな大きな資本がかかるわけはないのであります。今日、電信電話で金がかかるのは電話でありまして、一番金のかかる電話を公社でやるのであります。金のかからない国際電気通信をそういう意味において、民間にする必要は出て来ないのであります。では何がその国際電気通信を民間とした理由かと言いますと、これは私の考えるところによります。これは、国際貿易その他日本の平和的海外進展に貢献するということにあると考へます。この理由にも少し書いてあります。海外情報政策或いは貿易の進展のみならず、私は国家的に今後の国民外交を進めて行くというように、主として国外折衝、外国との国際折衝のために自由に活発に活動することが出来る運営形態が必要である、こういうところに理由があるのであると思ひます。そういたしますと、この国際電信電話会社の性格は非常に強度の公益性を持つたものであります。国家的な公共的な使命を持つたものであると考へざるを得ないのであります。そうすれば国家が株を持つて、そうしてこの会社に対する指導、監督権を十分に持つてやる必要があります。

であるのではない、ただ儲ければよいという、いわゆる民間に期待すべきものではない、即ち私の言うこれも公共的性格を多分に持つた会社であるというわけでありまして。そういう意味において、今日議和が発効した今、日本の平和的海外進展を企図するときに、この会社を作ることは私は賛成であります。この公社との関連において多々考へるべき点があるのではないかと、その一つは、先ほど申しました株を持つてを禁じてあるのを解くということでありまして、なおその他私は古い考へかも知れませんが、こういう会社を許すことは国家の公企業を特許するのであるから、多くは五十年とか、三十年とか年限があるのであります。それが、それは不適当だと考へるならば、これを将来国際情勢の変化等によりまして、必要があれば、これを国営、若しくは公社に戻すということが必要ではないか、何となれば、この国際電信電話を作る理由は永久的なものではなく、国際情勢が變つて、却つて公社のほうがよい、国営のほうがよいというようなことが起らないものでないかと考へます。そういふ場合に問題を紛糾させないために、何か買戻し条項というやうなものがあるほうがよいと思ひます。この点は今日の憲法で、法律で作つた会社を又法律でやめさすことは、そんな規定は要らん、こういうこととなればそれでもいいかと思ひます。それから今のやうな性格であると考えますから、この経営に對して、国家が指導権を持ち、殊に重役等の選考について認可制を行なつておきます。が、これ又當然でありまして、公社の

ほうには總裁の資格制限が随分挙つております。このほうには何らない、ないけれども、この会社の使命から言ひまして、国際電信電話のほうも十分立派な、この目的に副うやうな資格がなくちゃならんと考へます。この点は郵政大臣の認可制に期待しておるのであります。もう一つの疑問は、国際電信電話会社のほうは、国際通信においては、一独占なのか、独占でないのか、独占らしくもありません。独占らしくありますから、他の会社が国際電信電話を作ること禁ぜられておるやうであります。が、公社が国際通信をやる場合には禁止がないのであります。これは一休公社と国際電信電話会社とが、国際通信で競争せよという御趣旨かどうか、甚だ不明であります。仮に競争せよとすれば、アメリカ等のごとく、二つの無線系統、RCAとか、マツキーというやうなものであるものならば立派に競争できるのであります。が、そうでない以上は、例えば、仮に無線は国際電信電話会社がやる、海底線は公社がやるというのであります。海底線は公九世紀においては非常な優勢なものであります。今は儲からん、極めて不利益なものであります。無線には到底太刀打ちできないのであります。従ひまして公社が海底線をやつて、会社が無線をやるといふのは競争にもならんのみならず、公社のほうに又マイナスを加えるのであります。そういう点についてどういふやうな案が今後出て来るのか、それについて私は知りませんから、ただここでこの点だけを注

意として申上げて置きたいと思ひます。以上私の申上げる点は大きいことだけにとどめたいと思ひますので、これで終ります。なお一つ、二つ御注意願ひたいと思ひます。一つは公社のほうは、とにかく形においては民間でありますから、労働法規におきまして、一般の民間の企業に對するものである。そうしますと、ストライキはできないことでありまして、通信のごとき事業が一日たりとも止まるということは何と許されんのであります。この点に對してどういふ措置が考へられておるかというところが大きい考慮せらるべき点であります。それからもう一つは、これも本法案には直接関係はないのであります。それがGHQの命令で解散をさせられて、政府がそれを引継いだのであります。そのときの評價というものが、旧株主の間に相当不満があるやうであります。今度国際電信電話株式会社が出来る機会において、何らかの措置を要望しておるやうに私どもの耳にも入りました。これにつきましては、私は事情を全然知らないであります。当時の事情は特殊整理委員会、笹山委員長であります。か、あのかたなどは一番よく御存じだと思ひます。又株主の代表にも質して頂ければよくわかるのであります。これは慎重に御考慮願ひたいということだけを申添えて置きます。以上簡単であります。

○委員長(鈴木恭一君) 有難うございました。次に横山利秋君に願ひいたします。

○公述人(横山利秋君) 私は国鉄労働組合の企画統制部長の横山であります。公述をいたします。前提として、この法案が立案されるに至つた要件について二つ先ず申上げてみたいと思ひます。

その第一は、民営移行論についてであります。今日までの民営移行論がやはり終始つきまとつており、この法律案においても、片一方は民営的なものであります。片一方の公社法案についても、将来においてその雰囲気になしとしない。政府の提案理由はこの点につきましては、第一に公社法案は全国に亘る膨大な組織及び設備を有し、且つ巨額の事業費を要する公共企業であることが第一、第二番目には強度の公益性、技術的統一性及び自然的独占性を有する企業である。第三に民営は公租公課の賦課が加わり、経営合理化をしてでも料金値上を招来する。年々巨額の拡張資金を民間資本に求めたことは、日本の資本蓄積の状況から見ても望み得ないことなどを挙げまして、運営形態が適当でないということを言つておられるのであります。一方においてそれらの理由に何ら變るところがないにかかわらず、国際電信電話事業を国営から分離して、国際電信電話株式会社に分離し、民営形態として別に法律案を提出せられておるわけでありまして。まさにこれは自家撞着に陥つて、これがために今後の電気通信事業に幾多の不安定性を与えておること、私は疑いを入れない事実であると思ひます。本来公共企業体そのものは民営形態に適しない、こういう前提に立つて立案され、制定され、運営されなければならぬと信ずるのであります。この意味が

らこの法案の基礎条件が社会大衆、又直接これに従事する労働者諸君に對して、なお今日においても疑義を与へ反對をもたらしおるゆゑんであらうかと思ふのであります。

第二番目には、公共企業体というものが日本における発達の歴史がまだ日が浅いのでありまして、今主として社会的基礎の異なるアメリカにおける公共企業体の形態、運営をまねて考えられておるところであります。而もこれは昭和二十二年のあのマツカーサー書簡が発せられた際に、僅か二、三行、そこに国鉄、専売が公共企業体に代るのがよろしいのだ、こういふふうにしてあつたために急遽国鉄、専売が根本的な検討と批判の結果、十分な検討を加へるといふまでもなく、今日の国鉄、専売の日鉄法それから専売公社法ができたのであります。今回のこの法案は多分にこの倉皇の間に生まれた国鉄、専売の両公共企業体の法案の形態並びに運営と混ぜたのであります。事實的には殆んど變るところがないと思つておるわけでありまして、こういう建前から行きますと、私も国鉄に従事しておる者或いは専売の諸君もそうであらうかと思ふのであります。が、この不合理な国鉄法或いは専売公社法のこれをまねて立案制定をせられようとしておることにつきましては、不合理な運営を熟知しておる我々にとりましては、又それに関係する関係者にとりましては、誠に、極言すれば、ばかげたことである。これは誠に遺憾なことである。こういうふうな考えざるを得ないのであります。聞くところによりましますと、当時におきましては、或る程度現在の国鉄、専売のあり方と

矛盾を解決するために案が幾つもできたのであります。併しながら今日ここに私どもの手許にあります法案というものは、全くその初志は消えてしまつておるわけでありまして。若しこの法律がこのまま立法されるに當りましては、国鉄、専売の自主性なき公共企業体経営四十年間の苦しみ、歴史を、これからこの電通公社並びに關係の従事員が迎へられるといふことを考えますときには、私は同情をし、且つ誠に憤激を覚へざるを得ないと思ふのであります。以上この二点が、この法案制定上の二問題であると思はれております。特に公社につきましては、關係当事者としてもう少し詳しく述べまして、この法案に對する皆さんの深甚なる考慮を促がしたいと思ふのであります。

第一に、二十二年のマツカーサー司令官から出されたいわゆるマ書簡は、明らかに當時日本における共産主義勢力に對する、これを弾圧するためにのみ大きな理由を以て出されたのであります。即ちマツカーサー書簡は、當時の政治的考慮を以てなされた現実的な努力を中心としたものであると考えられるのであります。然るにその書簡の中にあつた政治的行為の中から生まれた趣旨において、国鉄、専売を公共企業体にすると、それが適當であるといふ文章によつてにわかに研究がなされ、研究の完成を待つ間もなく、占領軍の數々の示唆を受け、勧告を受け、国鉄、専売は公共企業体として発足をもいたしました。ですから今日にいても、或いは當時におきましても、純然たる経営論から言ふならば、国鉄、専売或いは電通ばかりでなく、まだま

だほかに公共企業体の対象として考えられるべきものは、純然たる立場から言ふならばあるはずであります。ともあれ、このやうな倉皇の間に研究と準備の不足のままに国鉄、専売は多くの矛盾と副作用を生ずるに至りました。即ち電信公社法案が生まれたところの日鉄法によりまして、国鉄の財政上の自主性は認められませんでした。而もその中でその獨裁性を鋭く追及されました結果、建設改良等の工事は没落し、技術研究部門は縮小されましたし、労働者の労働条件は一大打撃を受けましたし、補修政策は地方路線の修復や設備改善の停頓と犠牲によつて行わざるを得ない羽目になりました。特に従事員の伝統的な訓練制度も大きな支障を受けましたために、直接の原因がほかにあるとは言ひながら、悲惨な様本町事件の惹起を招くことになりました。

次は、国会の行政監察委員会或いは予算委員会において、指摘、勧告を受けたところであるのであります。今回この法案が殆んど日鉄法と同様、財政的行為に對して詳細な規定による制限を加へておることに對しまして、このやうな点の反省を加へられるように切に要望をいたしたいと思ふのであります。

でも、基礎の異なるアメリカの企業運営をまねまして、例えば資材、經理、營業等の各部門の上下の系統を直接輸送部門から切離したこと、そうして上下の機關を地方管理局と管理部を別にしまして……、一つにしまして、四段階制から三段階制にいたしましたこと。二十七の管理局を通して設置したこと等によるものであります。このことは公共企業体として責任制を確立する、こういうことを主たる理由としたのであります。ところが、却つてそれ／＼のセクト制の擡頭を招き、各部門がそれ／＼の自主性を強調する結果となり、円滑な総合一貫性を欠く結果となつてしまつたのであります。このこともやつぱり日本における公共企業体の総合的研究と、各企業における歴史的事情といふものを尊重しなかつたゆゑんであらうと考えるのであります。財政上の自主性がなくなつたこと、それから本年度におきましても十分に保証されてないこと等は労働の關係に大きな影響をもたらしおります。例えばこの法案が三十六条において、公労法の適用を受けるべく規定をされておるのであります。又財務會計の項において數々の規定がなされておるのであります。これらのことは公社当局が今日の国鉄当局と同じやうな団体交渉や、その他労働の紛争において国会の議決による給与の總額内という制限、七十二条であります。……、によつて本質的に統治者能力を失つておるのであります。今日まで国鉄における資金紛争が、必然的にすでに兩統治者間におきまして真摯な交渉が行われなかつた。當局側は、私は統治者能力が余りないからと言つて逃げを打つ。ど

うしてもそれが政治問題となつて国会の議論となる結果をたらしているのであります。私どもは終局的に言つて公共企業体でありますから、国会においての最後の議決となることについては、必ずしも否定するものではありません。併し少くとも今日までの紛争の欠陥を補うためには、七十二条を削除すると共に、公労法の十六、三十五、三十六条を改正いたしまして、仲裁裁定が公社及び政府を拘束することになることなく、労資の資金紛争をより迅速且つ誠意を以て解決できるようにしなければならぬ、こういうふうな確信をいたしておるのであります。本法案の御審議に當つては、そういうところを併せて御審議を願ひ、七十二条の改正をもして頂きますと、仏作つて魂を入れない結果になると考へるのであります。

そのほか国鉄における体験を詳述いたしますと限りがないのであります。が、ここに言ひたいところのものは、今申し上げましたように、この法案が正しい意味の公共企業体としての立案でなく、以上のやうな歴史の中に不完全な、且つ不備な国鉄、専売に類似して立案されたことが最も大きな欠陥であるといふことを指摘をいたしたいと思ふのであります。私も最初申し上げましたやうに、公共企業体というものは民營論議が成立しない前提の下にこそ立案され、且つ運営をされなければならぬと確信をいたします。そして国民大衆のために社会公共のためにこそ考えられなければならないと思ふのであります。そのためには年々の収支のバランスだけを追及する狭義な獨立採算制は排撃されなければなりません。

し、そのためには一部の政党や一部の資本家の利益に奉仕することだけは絶対に排撃をされなければなりません。それにもかかわらず、この二つの点が今日なお例えは国鉄におきましては、鉄道及び社線の、元の社線の自動車路線の地下法案として国会に出て来た、煙草の民営論が出て来た、或いは又国際電信電話株式会社法案となつたり、会社の人事が政界の都合のいいように立案され、或いは運営された、形式的な独立採算制を以て補給金をやらん、借入金も余り出さん、建設公債の発行はなか／＼承認しない、郵便料金は上げない、すべて自前で解決する、こういうふうな強要されておるのであります。こういうようなことでは、公共企業体は何らの積極的な運営を期待することはできないと考えるのであります。全電通労働者の諸君はもとより、関係の諸団体がともに電信電話事業の再建の方式を提案し、建設的な方向を推進しておる熱意は大いに尊重されるべきであるにもかかわらず、以上のような現実がこれらの熱意を冷却させ、勤労の意欲を疎離しておることを十分お考え願いたいと考えるのであります。公共企業体は国民大衆のために能率的な運営を図る意味においては私は十分に考えなければならぬと思ひます。そのためには無駄とむらと無理とは、まあ簡単な表現をいたしますと、こういう三つの点を廃止しなければなりません。我々は本来の完全な国営においても、所期の目的は達し得ると考えておるのでありますが、率直に言ひまして、今日の官僚の学閥或いは権力追従主義等においては、容易に私利は困難であります。その場合に

おいての公共企業体は第一に無駄をなくすることであり、これは法案並びに運営の面において具現をされるようになり、お願いをしたいと思います。それからどういふことかと言ひますと、政府や国会或いは郵政省による二重三重の監督や束縛を最小限度にとどめることが第一であります。又内部におきましては、管理機構を縮小して現場における運用を全からしめることでもあります。そうして公共企業体の自主的な一元的経営を図り得るようになくすることであり、第二番目のむらをするのであります。第二期の建設計画を立てるため、長期の建設計画を立てるため、それに向つて全努力を集中できるように財政上の自主性を認め、且つ政府による人事容喙の制限をしないことでもあります。第三番目の無理という点につきましては、労働条件の犠牲による企業運営や狭義の採算制を追求する無理を廃止して、従事員の積極的な意見を取上げて、これを伸張せしめるようになくして頂きたいと思ひます。こういう点が排除されるときに、公社は本当に魂が入つた建設的な、いわゆる政府が一応提案理由に挙げております内容を私は貫くことができると思ひるのであります。

抽象的ではあります、以上前提に立つて私はこの法案に対して具体的な結論を述べたいと思ひます。第一に、日本における電信電話事業の安定と発展を、又これから大衆のために建設的に推進するためには民営論を執持することであり、このような疑念が今日なお存する限りにおいては、公共企業体は基礎を確立し、関係する従事員の協力を得て健全な発展をするこ

いは又関係省から制限を受けるというふうになりましては、何のために経営委員会を設けたのか、その意義たるや誠に失われて行くと思はれるのであります。ですから若しこの経営委員会を設けるならば、これに権威を持たし、第四章財務会計の項においては、公共企業体の自主性を設けるように大きな努力を払わなければおよそ意味がないと思ふのであります。それから役員及び職員の問題であります。一番細かい点は、例えは任用の基準、給与、降職及び免職、休職、懲戒、これらの項が書いてあるのではありません。これは国鉄にも書いてあります。併しながら根本的に私は皆さんに意見を申し上げて基本的な再検討をお願いをいたしたいと思ふのであります。どういふことかと言ひますと、これらは本来労働条件であります。公共企業体労働関係法を仮に適用いたしましたとしても、二十八条の二項におきまして、これらは団体交渉の対象として定められておることであるのであります。又企業的な経営をすることにつきまして、労働者との関係にゆとりを持たせ、幅を持たしてやつて行くといふことは大いに企業としては重要なことであります。そういうことをなぜ法律の中で枠をきめなければならぬかという根本的な点について、私は国鉄法の場合にも極めて強調いたしましたのであります。今日又それを全然国鉄法と同じようにここに羅列をいたしておるのであります。こういうふうなことをいたしますがために、別項の給与の総額と合せまして、電通の公

社当局は、法律に定められておるから、こういうことについては私どもは当事者能力もありませんと言つて労働者を政治闘争に追いやる、まあ一部で私どもにとりては批判がされておるのであります。政治闘争に追いやる、こういう結果になるのであります。こういうことはこの法案にきめなくとも、公社がそれ／＼自主性を持つておきまなければいけませんし、労働者は団体交渉の結果いろ／＼納得したところに着いて、それで納得をして労働者が働らくという、こういうふうなすべきのが当然であります。いんやんや公共企業体として、これから企業能力を伸張させ、労働者の勤労意欲或いは協力を得るという立場におきましては、これらの二十九条以下三十三条までは削除すべきである、私は特にこれだけは皆さんにお願いをいたして置きたいと思ふのであります。

それからそれに関連をいたしまして二十八条の第二項であります。これも国鉄法と殆んどはなくて、まるつきり同じであります。第二項には、職員であることができない人の中で除外例として、町村の議会の議員である者はまあ兼職ができる、町村の議会の議員はこの職員と兼職ができるということになつておるのであります。本来国鉄だとか、或いはこの電通関係の職員は町村の末端にまで浸透して存在をいたしておりまして、町との関係というものは非常に関係が多いのであります。これは従来はこの町村ではなくして、更に高いところまで兼職ができておつたのであります。これは単に組合の役員であるから、そういうことを言うのではありません。地方における鉄

具体的なあれが我々には察知できなかつたので、ただ結論として時期が早いのではないかというふうに我々は拝聴したのですが、この点をもう少しはつきり公社がいいとか、或いは時期が早いからもう少し見合せるとか、公社にしておいて後日どうするとかいうような面をはつきりお聞かせ願いたいと思います。

います。

○公述人(古川樂一君) 私はやはり一応公社にしておきまして、いきなり今の官庁式の公企業から民営に移すのは時期尚早でありまして、不賛成であります。が、国際電気通信は国内とは若干事情を異にしておりますから、機動性とかいろ／＼な点から言いましたならば、或る意味では民営がいいと思われませんが、それには相当いわゆる時間的経過を必要とするのじやないか。でありますから先ず公社に移しておきまして、そうして相当そういう態勢を整えてから次第に民営に移すということとは賛成でございます。その次第に移すということの期間ははつきり何年と云うことは申上げかねるのであります。

が、いきなり民営にするのは不賛成、
 こういう意味なのであります。
 ○水橋藤作君 もう一つお伺いしたい
 のですが、今国営から公社に移管され
 た場合ですね、先ほどなたなかから申
 されたように、電話の普及はなか／＼
 思うように行かないのですね、それを
 公社にすれば、電話がまあ何といいま
 すか、資金面とか、それから機構その

他によつて今までよりよくなるという見通しをお持ちになつておられるかどうか、この点を一つお伺いしたい。

○公述人(古川榮一君) これは現在の運営については、公社のほうは非常に

積極的でよろしいと思いますが、今の
のお話の資金面でございますが、この
点は、例えばいきなり民間から借入れ
をするとかいうことには、巨額な金額で
ありますからして、相当に困難性を伴
うと思うのであります。その場合公社
でありますならば、大蔵大臣の資金面
からする制約がございますけれども、
財政資金を相当使い得る可能性が十分
残されておると思いますから、そうい
う意味におきまして公社案に実は賛成
なのであります。資金面を十分に、巨
額の資金を使う点におきまして、いき
なり民営に移しますのは、どなたかか
らこれはさつき述べられましたのが、当
分の間まずいのでありまして、資金調
達の面で公社案は非常にいいと思いま
す。

○小笠原二三男君 関連してお尋ねいたしますが、現在の段階では、この公社でいいのじやないかということは、結局国内の電信電話関係の公社と国際関係の公社と二本建で行くという公社案でございますか。それとも現在の総合的なものをそのまま移行された一つの公社という意味でございますか。この点お伺いいたします。

○公述人(古川榮一君) 私が暫定的と申しましたのは、いろいろ細かいことを申し上げますと、評価の問題とか、先ほど御意見があつたようであります、非常にむずかしい問題が伴うと思ひますから、一本の公杜案にしておきまして、逐次民営に切替へる準備をやるということを考えるべきじゃないかかと思ひます。

○小笠原二三男君 もう一点お伺いたしますが、機構として会計監督というような内部的な統制のために副總裁

すが、副總裁を一名殖やして、内部機構はどういうふうにしてこの監督をして行かれようとするのか。その殖やされた副總裁御一名はやはり特別委員として経営委員会のほうに参加されるかたであるのかないのか。細かいことですがけれども、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○公述人(古川繁一君) これは大規模経営になりますと、直接に執行いたします面は、これは命令権を總裁から委託されて、我々の専門語で申上げますと、ライン系統については是非とも副總裁一人が必要であると思います

式的な大蔵大臣、会計検査院等の監督
はできる限り最小限にとどめまして、
内部の能率的運営のためには、そうい
う実施面に対しまして更に我々の言葉
で言いますとスタツツといたしまして
内部的な統制機構を確立する必要があ
るのじやないか。これは内部統制と言
つてもいいと思うのであります。それ

には責任が非常にはつきりした相当権威のあるかたを置くのが、これは普通常識なのでありますが、そういう意味

におきまして執行面に対する總裁と
統制面、内部的な監督面に対する總裁
と二人置くことが事業の合理的運営に
とつては、これは十分論議し尽されて

重要な問題でありまして、経営管理の自主性とか責任態勢の確立という面には機構上不可欠のように我々は考

えるのであります。従いまして副総裁一名置きます場合におきましては、これは当然内部的な責任者でありますから、経営委員会にも特別委員として参

加すべきであると思います。そうする

と三人対五人では数が八になりますから、そういたしますならば六対三にしますと九名になりますから、それがいいのではないかと私は考えています。

○小笠原三男君　もう一点伺いしますが、予算の問題について弾力性、自主性を与えるということについていろいろ示唆を頂いたわけでありますが、実際上この問題として資金予算は厳

重にやる、事業予算には極力弾力性を
持たせる、こういうようなことに、
の關係機關である公社を通じて政府並
びに国会との關係はどういうふうにし
続上はやつて行けるということでごさ
いまいしょうか。この点をお伺いたし
たい。

○公述人(古川榮一君) まだ私の拝見したところでは、官庁式予算制度の名残りが多分に残されておるように思われるのでありまして、資金予算は、これは大蔵大臣が国全体の金融面からいいたしましてどうしてもこれは監督権を持つべきであります、事業予算といふのは、事業自身の責任を示すのであ

りますから、そのうちの一部分として資金予算は当然織込まなければなりません。が、事業計画を反映いたします。収支に關する予算は、これは郵政大臣が

責任を以ちまして国会の全面的な、総合的な承認を求める必要があると思ひますが、それまで大蔵大臣が調整する

ということは不合理ではないか。つまり資金予算と事業予算と少し混同しておるくらいがあるのではないか。こう

いふ面でありますが、やはり公共企業体でありますから、事業計画につきましても総合的な国会の審議をしなければならぬと思いますが、これは郵政大

臣一本ではないかと思ひ

す。それでよろしゅうございましょうか。

○小笠原二三男君　だん／＼わかつて参りましたが、それではちよつと關係する公述がありましたので、それを參考にして具体的にお教へ願ひたいのですが、横山さんは予算總則程度のものだけを国会の審議に求め、附帶するものとして事業予算關係はこれは参考資料として事業予算關係はこれは参考資

か、こういう公迷があつたわけですから、そういうようなことを一つの例として古川さんのはうのお考えをお伺いしたい。今の御答弁の中で、事業予算関係は郵政大臣によつて、形式的にはそういうことはございませんが、郵政大臣

によつて国会に出されて来ると、こういうような実質的な形を考へておられるわけですか。

○公述人(古川繁一君)　そうなんです。ざいまして、總則程度にきめられたもののはこれは出す必要がございます。が、事業の内容は参考資料としてで結構にやないかと思うのであります。

○山田節男君 古川教授にこれは一つ非常にアカデミックな質問であります、が、一体今度行政組織を簡素化する、適当な合理的となる、能率化をや

る、而も民主主義の原則に則つてやつた。こういうことを大臣が説明されておるわけです。これをもつと経済民主

主義というのをアカデミツクと言いますか、経営学的にこれを考えると、殊にこういつたサービス産業、これは国

な資本、施設、人員、而もこの事業がサービス産業である、こういう場合にやはり経営者が経営の部面、例えば経

営委員会に従業員の、職員の代表を参加

させる。今あなたは経営委員の増員、それから理事のことについても触れられておるようですが、この経営に對して従業員の代表を參加させるということ、これが経済民主主義の、或いは産業民主主義の原則じゃないか。御承知のようにもうドイツはワイマル憲法以來、戦後におきましても、西ドイツでは今日州憲法或いは連邦憲法によつて、経営に對して労働者の參加を認めておるわけ

けです。御承知のように共同決議権と
言いますか、バイ・ベステイムングス
レヒトというのがあります。これは労
働者の権利として労働者の経営参加権
を認めておるわけです。日本の憲法に
はそういうものはありませんが、概合

的に考へて、殊にこの一、二は、たゞはたしめを
のサービス産業に対しては或る程度の
従業員、職員の代表をこれに参加せし
め発言権を持たせる、マネジメント
に対する一つの介入権を持たせるとい
うことが、これは原則じやないかと思
う。それに対する御見解というのではな
くこれは社会主義経済というのではな

くして、いかに産業民主主義の立場から言つて、例えばアメリカの大きな産業、例えば電話で言えばベル会社のときは、これは労働者が、職員が経

営参加をしております。おりませんけれども、いろいろな部面において従業員にかなり大幅な発言権を持たして

おる。この法案を見て私は全然そういふことが、大臣の提案理由の説明で一言も触れておらんのみならず、この本文にはそういうことは一つもない。と

ういう点に対する古川教授の感じと言いますか、御意見を承わりたい。

○公述人(古川榮一君) 今の御意見御

尤もでございますが、経営委員会は



しろ内部の人が入らないで、外のそういう専門家もつと広い視野から経営管理上の問題を決議するのが必要でございませう。私は内部からいわれるドイツ式の、殊に最近きめられた基礎産業でありませうけれども、いわゆるミット・ベスト・タイムングス・レヒトというようなものはないほうがいいと思います。但しさつき申しました予算という意味が資金予算だけではないのでありまして、企業に即した事業計画から生み出された予算でありますからして、この予算編成には、内部の現場に携つております労働者の皆さんの御意見を十分反映して、そういう思慮の上に事業計画として組立てられるべきであつて、経営委員会は飽くまで外部の広い視野からそういう電気通信関係に利害関係の深い、而も専門家で以て構成しまして、こういう計画面と実施面とは一応分離させるのがむしろ私は合理的のように思われるのであります。そういうふうな予算組立ての上において十分現場の御意向、それから経験を反映させるように仕向けるのが至当だと思つてあります。その意味において経営参加と言いますか、発言権を十分、現場の実務に即した資料を提供するといふ意味におきまして、意見を参照するのでありまして、経営委員会にまで労働組合内部のかたの参加は私は或る意味では今の段階では必要ないではないか、こう思うのであります。

責任者であつて、その上に又大蔵大臣がある。屋上屋を重ねる。曾て公団法を我々が作つて大蔵大臣にかなり強い権限を与え過ぎたのであります。このことは、あいつたような公团的な事業はこれはまあ会社経営とは違ひまして、生産面もあるし、全然サービス的のものもありますし、コンミッシヨナーのものもあります。それで大蔵大臣にかなり強い権限を与えて見た。与えて見ましたけれども、御承知のように公団は汚職公団になつてしまつた。この法案を見ても、今度は更に予算の作成から、或いは資金の部面におきましてかなり強い、公団という觀念から大臣が上に二重になつておるといふやうな、こういう法案が先ほどお話しになつた公団の経営という部面からの考へから見て、余りに強きに過ぎる、或いは悪く言えば官僚主義に墮するといふやうな感じがどうかお伺ひいたしたい。

○公述人(古川第一君) それは今申しましたように、果してこの予定通り行くかどうか非常に問題は残されておりますけれども、そのために経営委員会制度を十分活用すべきであつて、公共企業体でございまして、国の資本を使つておるのであります。先ほど御質問がありましたように、今後は国家資金が十分に投入しなければ大規模の運営ができないのでありますから、その限りにおきましてはやはり郵政大臣が乗つかつて行かなければ当然ならぬと思つておりますが、いきなり總裁の上に郵政大臣が乗つかつておるのは、なくて、この法案では経営委員会という事業経営につきまして専門的な広い面から考へる委員会を通じて乗つかつておるわけですから、その点で私は郵政大臣が乗つかつては当然だと思ひますが、その上にそれと同じような立場で大蔵大臣が乗つかつては不賛成であります。大蔵大臣は先ほどから繰返しますように、資金面に關しまして責任がありますから、資金計画とか、借入計画の全体の資金面に關する限りは大蔵大臣が管掌すべきであつて、郵政大臣は公共企業体の性格から見まして乗つかなければならぬと思ひます。ただその場合経営委員会がどの程度活躍するか問題であります。その意味において経営委員会の大きな活躍を期待すると同時に、それがうまく動くやうな機構を作り上げて行くことが大切じやないかと思ひます。

○山田節男君 さつきの水橋委員の質問に關連してですが、あなたは例へば国際電信電話株式会社をいきなり国営から民営に移すといふことはまあいいじゃないといふですか、時期尚早である、先ず公団にして然る後に民営に移す、これはあなたの経営理論からいつて、すべて国営のものは、たとえ民営にする場合でも一応公団、半官半民のものに、一応民営といふものに馴らしてそれから民営に移すべきだ、こういう原則論なのか。或いは今回の国際電信電話の場合に、こういう特定の例のみ先ずこれは公団にして然る後に民営にすべきだと、こういう御意見なのか。原則が特例か。この点を明かにして頂きたいと思ひます。

○公述人(古川第一君) 実は私甚だ恐縮なものであります。電気通信事業そのものの、殊に国際関係のものにつきましては余り知識がない者でございまして、これは純粋な民営で以て運営可能の機動性を持つた、殊に外国との競争というやうなものに対して非常な力を發揮すべき事業の性質のものであります。なれば、これは私は民営にすべきだと思つております。然るに先ほどから繰返して申しましたように、現在公企業として、而も官庁式の予算で縛られて、事業的な性格が非常に稀薄になつてしまふものを、殊に資産の再評価とか、どの点でこれを分離すべきか非常に困難な多くの問題があるように思われますので、そういう意味におきまして暫定的に公団として態勢を整へまして、そして無理のないところでその性質上例へば競争とか、外国事業との関係等においてよろしいものならばこれは民営にすべきであつて、原則私は私企業がよいと思つてあります。すけれども、今日のやうな歴史的な経過から申しますと、いきなり行くことは非常な無理があるのではないかと。又非常に困難な技術上の問題があるのではないか、そういう意味において段階的な点を申上げたわけですが。

○山田節男君 その困難な問題といふ、これは勿論あなたは内容よく御存じないといふ御前提でおつしやつていふのですが、ただ専ら資金上の意味か、或いは技術的な意味か、この場合あなたのそのおつしやる何か具体的な理由はございせんか。先ず民営にしないで公団までにすべきだといふ、あなたの国際電信電話に關する知識の程度で何か具体的な理由は挙げられませんか。ただ困難だといふことでなく、何か具体的な例は挙げられませんか。

○公述人(古川第一君) お答えになるかどうか疑問であります。電気通信関係といふのは国内、国際非常に交錯してゐるのではないかと、私想像でありますけれども……。それを然らば果してきつぱり民営と公団に割切つて、それを獨立化させる機構になつてゐるかどうか。それから今までも最初電信電話会社であつたのであります。そのかたは、はいゆる電通省の中に一本に入つて、相交錯して仕事なさつてゐます。そういう事務的關係から申しますと、施設の關係から申しますと、事業の現段階ではまだ独占的な形のように思われますからして、そういう事業の性質から申しましても、いきなりすつきりと切離して、片方は公団で、片方は株式会社といふのはむしろいいのではないかと。いふやうに存じます。その程度であります。

○委員長(鈴木第一君) 次に江尻進君に對しお願ひいたします。

○水橋藤作君 簡単に御答へ願つて結構だと思ひます。先ほど江尻さんは電話事業は非常に人員が水膨れしてゐると、こうおつしやいました。それから又国鉄が非常に輸送方面に力を入れたいが、電信電話は余りさういふ、つまり何といふか、誠意がないといふことを指摘されたんで、私もだと思ひます。そこで本院にいたしましたけれども二回に亘つて促進決議をいたしましたけれども、これを政府が受入れてくれな。そこで国ができないとしてそれを公団にしてこれが目的を達せられるかどうかといふことを非常に我々は心配するが、江尻さんは公団に賛成されておられますが、江尻さんの賛成されておる見通しですね、それを簡単に結構です。それとも一つは、従業員が水膨れをしておるといふお考えのあ

れはどういう意味をお考えになつて水膨れしておるということを言つておられるか、その点を……

○公述人(江尻進君) まあ言葉が少しきついかと思ひますが、國際的な先進國の事例から見ますと、そういうことじやないかと考へるわけでありまして、人員が企業形態に比較して多過ぎやしないか。

○水橋藤作君 そうしますと、外国よりも従業員が余計、つまり電信電話には従業員を余計使つておると、こういうことを比較して……

○公述人(江尻進君) 企業内容について比較して……

○水橋藤作君 比較して余計使つておると、こゝういふふうにお考えですが、これは我々からするならば余計なことですが、反対の事情が今現実とかけ離れて……「意見はいかん」と呼ぶ者あり、それからもう一つはあとのほうで、この公述にすることによつて、このいろ／＼電信電話の普及が遅れておるの、或いは又國鉄と比較するならば、戦後の復旧なんかと比較すると非常に遅れておるといふことは事實なんです。同時に國民の要望に應えるように、国会でもいろ／＼骨を折つておるのですが、政府の力ででき得なくて、それで公社にした、そのことが公社によつて目的を達せられるという見通しですね、その点をちよつと……

○公述人(江尻進君) それは必ずしもこの形です、こゝういふ結論が出るかと考へておるわけではございせん、國營よりも若干は經營のやり方が一貫性をもち兼ねるのじやないか。自由な經營ができるのじやないか。但し先ほど二、三申上げましたような條件が満

たされればという前提に立つて申上げております。

○小笠原二三男君 民営なり独占事業の半々というふうなことが、これはまあ理由になる点であります、それによつて民営というものが理想論だ、理想的形態だということでありまして、これを實際問題として逐次民営にするということになりますれば、独占事業を打破するということでは競争させる相手になるように聞えるのですが、そうしますと、大都市等におきましては電話会社をそれ／＼分離して作るとか、或いは資材とか建設とか、こゝういふ部面を会社等も作る、いろ／＼こゝういふことをおつしやつておられるわけではございせんか。その点をお伺ひいたします。

○公述人(江尻進君) どうも誠に知識がなくて勝手なことを申して恐縮なのでございますが、まあ我々の理解しておる範圍では民営の競争会社が数社あつてその間に同様の事業を、或いは同様の事業を並行して行なつて差支えないのじやないかと、こゝういふふうに考へて申上げたのであります。

○小笠原二三男君 公述の中にありますが、資産の評価を切下げ、適正価格で譲渡せよといふことなんですが、私ちよつと伺ひまして、資産の評価を切下げ、適正価格でやれといふこと、どういふことを言つておるのか……。ただ不当な価格で下下げ譲渡してはいかん、適正価格でやれといふことであるならばわかりますけれども、評価を切下げるといふことは、何か他の一般下下げや何かと違つて、もつと安くして而も適正な価格でやれといふことはどういふこ

とだか私わからんのですが。

○公述人(江尻進君) 評価を切下げてとは申上げてないつもりであります、……、適正な価格で下下げると。

○小笠原二三男君 そのほうに重点があるのですか。

○公述人(江尻進君) それからもう一つは、不必要な施設までも引継ぐ必要はないのじやないかと、こゝう二つのあれであります。

○小笠原二三男君 もう一つは政府が各一般市場へ出して売却く、市場価格で売却くといふところから起つて来る政治資金等の問題について御注意がございましたが、江尻さんとしてはですね、この政府の持株を処分するとすればどういふ方法が一番適正であるとお考へになつておるが、名案があまりし

たら一つお伺ひしたいのです。

○公述人(江尻進君) それは別段にございせん。但し抽象的に申しますと、能率的に民間会社で新しい施設を作るのはどの程度の費用が要するかといふことと、一方においては現存の施設の評價額といふものを突き合せて、両者の間の歩み寄りによつて決定すべきではないかと、こんなふうに考へております。

○小笠原二三男君 関連しまして、進藤さんはこの政府の特株を公社有として、その利権によつて電氣施設の拡充等の資金に充てたらどうかといふことですが、江尻さんはやつぱり民間なりその他一般に公開して株を持たせるといふほうの御意見でございせんか。政府所有といふか、公社所有のほうで、株式を処分しないで不当な疑惑を生じないようにしろといふことに御賛成で

ございせんか。どちらでございせんか。

○公述人(江尻進君) 一般に開放すべしといふことに賛成です。

○委員長(鈴木泰一君) 次に進藤誠一君にお願ひいたします。

○山田節男君 進藤さんは満州で公社的、而も電信電話事業を實際おやりになつたかたで、非常な御意見を伺つたので、一体、殊に電信電話の事業を國營でいいという点は、たとえ経済的にベシしくても、必要な場合、或いは公共の利益の場合には収支を度外視しても施設を設ける、或いは拡充するといふ一つの特典がある、こゝういふ点から考へまして、公社ではありさういふ利点を、國營の場合の利点が活かして得るかどうか、こゝういふ問題ですね、これに対してはどういふお考へでしようか。

○公述人(進藤誠一君) 私の経験では、公社でこゝういふようなことはできると思ひます。

○山田節男君 できるとおつしやるのは何ですか、自発的に飽くまで独立採算、収益主義で行く、公社としてできるといふ確信はおありになりますか。

○公述人(進藤誠一君) さようでございせん。

○山田節男君 それから、お説のように、電話がとにかくサービスが悪い、こゝういふ不便だ、これが大体今度公社にしようといふ案なんです、公社を電信電話の独占企業体としないで、丁度今日の國鉄と私鉄の場合と同じように、やはり電話で、例えばどうしても地理的にもなか／＼公社が作らないよ

うな所は、そのプロックならプロック、小さいながらも民間の電話会社を

設けて、やはりアメリカのようなお互いに競争もし、サービスの改善ということもし、又収益にもなるし、それから又公社で、今あなたベシしいところのものでき得るとおつしやいます、が、現実にはできない場合には、自主的に作る一つの電話会社、こゝういふたうなものがやはり共に併在して行くといふことのよし悪しといふことに対する御意見を伺ひたい。

○公述人(進藤誠一君) 鐵道の例をおつしやいました、鐵道は通信とはよほど又事情が違ふのでありまして、鐵道では國鉄が主たるものをやつておりますが、これは他に施設もたくさんありますし、又バスもあれば船もあるし、こゝういふたような種類の異なる競争はいろいろあるのでありまして、通信におきましては、そういうものは全然ないので、それから通信の一体性といふものは切離すことはできない。これは満州の電気ができた事情をお話しますといふのですが、満州で關東州及び滿鉄附屬地といふものは、日本の國營でやつたところが、同じ奉天、新京でもその附屬地以外の所は、同じ都市でありながら別な中國系統の会社がある。これでは公衆の不便はどうにもならん。それからなお満州では、地方に県營とか、或いは小さな株式会社經營で、あちこちに電話がある。これが皆でんでやつておるので、公衆の不便はたとへようがない。そこですべてを統合して満州電々といふものを作つた。その結果非常に公衆の便利も得た。それから言ひまして、通信といふものが不可分でありまして、一部ずつ獨立經營するといふことはできない。自然的

独占性、自然的の統一性と言いますか、一体性、こういうものが特にひどいものである、こういう特色があることを一つ申し上げておきます。

○山田節男君 それから、最後にお述べになつた、国際電気通信株式会社が電気通信省が吸収した、そして新たに今度国際電気通信会社を作るといふことに對する御発言ですが、これは我々委員としても二、三陳情を受けておるような点ですが、又この法案が国際電気通信会社、これは今皆さんのおつしやつた、日本の国内の電信電話公社と、国際の電信電話株式会社の作る、これはもう法案の審議の山の一つになつておるわけです。先ほどのいきさつについて、ちよつとお触れになりましたが、進藤さんは国際電気通信がマツカーサーの賞書によつて電気通信省に吸収されるときのいきさつをよく御存じでしょうか。

○公述人(進藤誠一君) その点は、さつきも申し上げましたように、私はよく存じておりませんから、この点につきましては私としては意見はございません。ただそういうことが面倒が起るといふことを御研究なされたいと思ひます。そういうことを申し上げたのみであります。

○山田節男君 これは公述人に御質問じやありません。これは委員長に御意見を願ひたいのですが、この法案の審査、国際電気通信株式会社の法案の審査の過程におきまして、私は電気通信省にマツカーサー賞書によつて国際電気通信会社所有の財産を移譲した、ところが先ほど進藤さんの御発言にあるように、これは特殊整理委員会の所管として整理しておる。現在清算事務所も

あるわけです。旧株主等からも陳情、請願も受けておりますやうなわけでありませう。できればこの国際電気通信株式会社の法案の審査の過程において、この問題を是非一つ参考人か何かの形において一つ呼んで頂いて究明するといふことを一つ次回の委員会に諮つて頂きたい。おきめ願ひたいと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 委員会に諮りまして御相談いたします。

○小笠原三男君 つかぬことを伺いますが、進藤さんは純然たる民間会社の御経験でございますか。

○公述人(進藤誠一君) ございませ

○小笠原三男君 満州電々と同回の国際電気通信株式会社に政府と申しますか、上級官庁と申しますか、或いは軍と申しますか、これから統制される、拘束される、その程度から見て、類似的なものでございませうか。基本的な性格が全然違つておりますか。この点結論的にお尋ねいたします。

○公述人(進藤誠一君) 満州電信電話自体は、今の日本の状態よりもつと複雑でありまして、日満両国政府の監督が出ておるやうな状況でありまして、非常に面倒ではありましたが、ありました。資金を作る点におきまして、又経済的の運営の点におきましても、それは私も骨が折れませんが、大蔵大臣が金融大臣としての権能と予算大臣としての権能を両方一緒に持つておる。満州のごときは、日本では対満事務局の監督、後には大東亞省の監督であります。大蔵大臣の監督はないのであります。ただ社債を募集するとか、日本の政府が幾らか株を持つてお

るという関係で、大蔵大臣が資金の面から味を出す。ところがそれにひつかりて予算の説明をせいか何とか言われる、そういう経験があつたものですから、今度もその点は、金融大臣と予算大臣というものは明確にして、法案にもきめて欲しい。両方一緒にして会社を運営を困難ならしめるやうなことがないようにしてもらいたい。これが私の経験から申し上げるところであります。

○小笠原三男君 御経験の点、先輩である進藤さんの意見を伺つておりますと、公社論において明快な意見を伺つて、それで後段になつておられ又可也、こういうことになつておられるので、聞いておつて私非常に会社案というものがこの際において絶対論的な根拠があるのかないのか、この点どうなものはつきりしないのです。で、その点をも少し補足説明して頂きたいと思ふのですが、お聞きしたところでは、この資金等が今日において急速にかからぬといふやうな点から言え、民営の要はないといふことで、公社論としての論理は一貫しておるわけですが、そこへこの会社論の理由として、貿易その他海外発展に寄与するといふ点がある、或いは自由競争という立場がこれをなお可能にするといふことなら、会社でいいのではないかと、こういう御意見のように承つたのです。それでこれは提案理由でも言つておるのですが、通信関係の会社ができるというところが貿易を促進させ、或いは海外への発展に寄与し、或いは国際電信電話事業の海外での国際的な自由競争にとつて有利だといふその理由が私にはさつぱりどうも素人でわからない

です。なぜ国がやり或いは公社がやつていけなくて、民営であれば或いは電波獲得なり或いは海外通信の拡充なりが自由闊達にできて、そうでないものならばできないのだといふことがどうもわからないので、この点一つ教えて頂きたい。

○公述人(進藤誠一君) 誠に御尤もでございます。私もその点に對して明快な答弁はなかつた困難であります。それで私の主張から言へば、公社という性格が非常に適當であるし、やつて差支えないと思ひますが、今度でございますが、仮に私たちが考えました修正ものであろうと思ひますし、従ひまして、そういうものではやはり国際間の折衝なり競争にはどうも少し十分でないと思ひます。それでこの理由にも書いてありますが、今の国際情勢で諸外国が民営でやつておるんで、やはり日本も民営だといふ面を被つて行かんとなく、やりにくい、こういうのがその状況なのであります。それで国際電気通信のほうは国内から電話が入るからいいというのではなく、相當國家的な、政策的な考慮を要する点が非常に多い。全然別な観点から必要がありやせんかといふ私の見方でありませう。それで公社論でありながら、この国際会社を私は認めるというのには、さつき申し上げましたように、全然純民営会社じやないんで、実体は公社によほど近い、だから私は賛成だ、といふわけは、これは国策会社だ、こういうのであります。従つて株も政府が持つても公社が持つてもいいので、それを何も売り払つてまで民間にやつてしまわなければならぬ理由は私にはわからない

い、こういうやうな意味であります。

○小笠原三男君 私たち請願のほうで受けている会社設立希望の意見等を聞き、又この間大阪等に行つて貿易その他財界のほうの主張を聞きまして場合には、会社さんだから無用な拘束は一切やめてもらいたい、こういう希望なんです、そういう意味の会社を望んでおられるのではないかと私まあ付度いたしたわけです。ところが進藤さんのほうは、拘束をし、統制をしていくのか、公社に近いのだから、そういう会社経営がいいのだ、野放しの会社はいかんといふ議論になるやうにお伺いしている。その中でやはり現実に要望している財界等の自由企業、徹底的な自由企業といふことに対しては、進藤さんはそれはいけなくなされておるのではありませんか、この法案にある拘束程度の統制が望ましいとお考えになつておるのか。或いはどの点が緩和せられ、どの点が厳重にならばいいというやうな御意見がございませうか。まあ補足して教えて頂きたいと思ひます。

○公述人(進藤誠一君) 御質問の点は、私はどこまでも民営ではないけれども、これは民間の人が本當に独力で民営でやられるとおつしやるならそれでいいのであります。そうじやなくて、外資導入については政府が保証するとか、その他いろいろの特権が認められておるのですから、そういう政府の保護を受けなければやつて行けないといふのが電信電話事業の本質なんです。従ひまして自由放任に民間に、マツカーサーに任せるものじやない。やはり或る程度國家の統制が必要だ、その統制下において自由な民間の手腕を發揮するところがこの狙いじやない

かと、かように思うのであります。
○委員長(鈴木恭一君) 次に横山利秋さんをお願いします。

○小笠原三三男君 国鉄の横山君にお聞きしますが、国鉄はこれは専売公社と同じように公社としての過去二年間の経験を持つておられるわけです。私先ほど公述人の古川教授にお尋ねしたのは、とにかく、殊に国鉄のようなサービス事業ですね、この経営をやはり民主化するということには、労働者の、従業員のあらゆる職場における発言権といえますか、これが相当強くなくてはいいかと思う。で、国鉄はこれはもう労働者は非常に大きな組織労働であつて、たとえ一般労働法の全般的な権利は保障されなくても力が相当あるわけです。それで過去二年間日本鉄道公社法の枠内で、労組として経営の参加と言つては語弊がありますが、各職場における発言権というものがかなり獲得されたかどうか。又今あなたのおつしやつたように日本電信電話公社法案の二十九条から三十五条までは削除してくれ、こういう悲痛な叫びがあるわけです。それから判断すればもう公社法によつては少くとも労働管理、それから労働者の経営に対する発言権というものはもう二九年の闘争にもかかわらず、全然実現できなかったという意味かどうか。この点についてちよつとあなたの御経験から簡潔に一つお教えを願ひたい。

○公述人(横山利秋君) 極めて簡単に御返事を申し上げます。公共企業体労働関係法の第八条の第一項におきまして、管理、運営については団体交渉の対象とすることができないというふうに規定されておるのが痛であります。

併し実体論といたしましては、国鉄労働組合も国鉄の輸送復興のためにしばしば御意見を提出しております。職場におきましていろいろ／＼なことを言うておりますが、それがちつとも軌道に乗りません。正式な軌道には乗らないのであります。で、当局側におきましても、いい意見だと言つてもそれをまあ労働者の意見として取上げずに、自分で勝手にやるというふうな結果に相成つておるわけでありまして。それから第二のお尋ねの、私が削除をお願いした点につきましては、これはそれは関係なく、憲法並びに公労法においても保障せられておる労働条件であるから、これは枠をきめる必要がなく、団体交渉の対象として両当事者に委ねるべきである、こういう議論を申し上げておるわけでありまして。

○山田節男君 成るほどそれは公共企業体労働関係法の第八条、団体交渉の対象とすることはできない。いわゆる経営に関する点、併し例えばイギリスがやつておるようによいわけのシステム、アート・ショップ・システム、これは私は国鉄の幹部の諸君に話したことがある。少くとも一つの苦情処理機関或いはサービスの改善とか或いは能率化、合理化というふうな意味で何か組織的でなくとも、職場によつては従業員が一角の発言権を持つて参考に供するといふ、そういう部分は国鉄のあの広い職場で一つもないのですか。

○公述人(横山利秋君) かねてそれは我々としては強調をし、法律の枠内においても、例えば協力会議といふものが、そういう名前を使つたことがありますが、協力会議という形でも国鉄当局としては考える余地がないと言つた

ことがあります。その点については、一つ国鉄当局として何かを考えようといふことになつたことがありました。が、ほかの原因からこれが軌道に乗りませんでした。今日職場にありましても、安全、衛生、苦情処理、こういうような点についてもあなたの御意見のような委員会制度ができております。労使双方から委員が出て処理をしております。併しながらそれは表面的に軌道に乗つて行くのは、やはり労働条件について、経営について、輸送復興について、いろいろ／＼な意見はまあ正式に軌道には乗らない。これが法律があるために、当局側としては幾分諒解すると、こういう隘路だと思ひます。

○山田節男君 公社になる前と公社になつて二年たつた今日と、依然として昔の運輸省或いは鉄道省時代の官僚主義が抜け切つていないか、又次第に抜けつつあるかどうか。この認識の点、これはどういふふうにお考えになりますか。

○公述人(横山利秋君) 率直にお答えして却つて説明がつかない問題になるかも知れませんが、一時は相当民主化しましたが、最近においては又若手学士さんが皆ぼんと飛び上つて任用されました。そういうことが復活して参りました。それから特に御質問に附加して申上げておきたいと思ふのであります。が、国鉄の輸送実績、経営実績といふのは最近非常に上つております。上つておりますが、私は、これは公共企業体になつたから上つたのだといふふうには考えておりません。私が先ほどから申上げたように、公共企業体にな

つたこと自体について、これはいろいろ矛盾と、それから多くの副作用を生んでゐる。今日国鉄の輸送復興が逐次軌道に乗つてゐるのは、そういう公共企業体になつたからというだけでなくして、もつと本質的なものがある。連かに国鉄の輸送をしたいという労使双方の意欲がいろいろ／＼な方面に伸張した、こういうふうな考えをすべきであります。私はそう考へております。

○委員長(鈴木恭一君) それではほかには御質問がなければ……
○小笠原三三男君 お四人に最後にお尋ねしますが、国際のはうの会社におきまして、第九条から第十六条まで、先ほど進藤さんにも伺ひましたが、簡単に申しますと、社債の募集、或いは資金の借入、或いは役員の変更、改選、定款の変更、利益金の処分、合併、解散の決議、事業計画、それから財産の譲渡、それから担保、それから監督上必要な命令、業務報告、これら全部郵政大臣が許可なり認可なり或いは命令なりして、拘束力を持つてゐるわけでありまして、こういうものが一般的に会社であると言われるものであるかどうかお伺ひしたい。これだけの統制と拘束を受ける会社であるとして、自由企業が関連に伸びるものであるかどうかという点についてお伺ひしたい。

○公述人(進藤誠一君) 簡単に申し上げますと、できると思ひます。それはこの郵政大臣の監督は、監督をして、この会社の当局者のやる仕事をやりにくくするとかどうかするのじやなくて、むしろ助成し、助けるという点に皆役立つであらう、そういうわけでありまして、これは心配することなく、

十分に当局者は腕を伸ばせる、こういうふうにお思ひます。
○小笠原三三男君 特に御意見がなければよろしいと思ひます。午後のかたにも伺ひますから、お考え置き願ひます。
○委員長(鈴木恭一君) 別に御質問がなければ、これで午前中の公述を終ることにいたしました。午後は二時から開始いたします。
なお、委員のかたに申し上げますが、午前中のお四人はどうしても午後御支障がありますので御出席できないというのでありますから、御了承願ひます。
午後一時十七分休憩

午後二時二十一開会
○委員長(鈴木恭一君) それでは休憩前に引き続きまして、これより公聴会を開いたします。
石橋君にお伺ひいたします。
○公述人(石橋雄雄君) 私は日綿実業株式会社社長の常務取締役の石橋でございます。私は長年この会社におりまして、海外において貿易に携つたものでございまして、今日の日本電信電話公社法案及び国際電信電話株式会社法案につきましては、貿易業者の立場として、只今よりこの会社法案につきまして、簡単に理由とすることを相述べたいと思ひます。

戦後我が荒廃せる日本の経済の再建と、この国力の回復というものは、我々八千四百万の国民がひとしく熱望するところでございます。この経済の回復と再建及び国力の回復はいろいろ手段もございましょうけれども、我々貿易業者から見れば、どうしても

この貿易の進展ということが一番大事ではないだろうかと思ふ。御承知の通り我が国には何らの資源もなく、全部製鉄にせよ、繊維工業にしろ、原材料を海外から入れ、そうして製品を海外に売らねばならぬ立場にございすので、この海外との貿易と申しますか、物を買い、物を売るといふことがこの貿易の盛衰のよつて岐かれるところでありまして、それには我々貿易業者としては武器とするところはただ会社と営々働いておるところの社員、その人件費といふのが我々経営にも非常に問題でございまして、この人件費につきまして、電信料と申しますか、電信のサービス、電信料の高低、これが又非常に貿易に大關係を持つものでございまして、この外国との通信の良否は一にかかつて我々貿易の盛衰にかかるといふものでございまして、この通信が円満に行かないときは商売もできない、買えるものも買えない、買える綿も買えないといふようなことがございまして、我々業者といたしましては海外との電信の往復を申しますか、この交換がスムーズにはかの国より一刻も早く交換ができるようになるのを切望しておる次第でございまして、電信がよく行くには、一番迅速及び正確に行くの希望する次第でございまして、今日まで電通省で取扱つておられた時代を我々顧みましますと、誠に我々として不満足に堪えないものがございます、殊に繊維業者におきましては、大阪が本部でございまして、みんな本社が大阪でございまして、大阪へ全世界から電信がやつて参ります。そうして前の晩に大阪の局に電信が参りますと、それが翌日朝我々が八時半、九時に会社へ出勤する

ときにちやんと電報が来ておるといふんですけれども、それがときによると十時、十一時或いは正午というふうな遅れることもございまして、そのために海外からは一日千秋その返事を待つておりまして、返事がこない。又こちらから出す返事も今日出したのが明日或いは明後日、返事が着いたという例もございまして、そういうふうで我々まあ業者としては非常に国際電信が不円滑に行つておつたということについては貿易上非常に困難を感じております。また次第でございまして、それは何が故にそういうふうであつたかと想像しますと、従来電通省では国内の電信電話と國際の、海外の電信電話を一緒にやつておられたのであります。而もこの国内のは取扱方が約九五%くらいあつて、國際のは僅に五%くらいいふ仕事しかございせん。それでやもすれば國際のは国内に比較してまして軽く見られておつたような形勢もございまして、そこに我々が非常に不満を感じる次第でございまして、これはどうして国内と國際の取扱を分けてやらんといふかと申しますのは、国内は従来國內の技術員、技術者で結構でございまして、海外となりましますと、みんな英語で行きますので、その海外の外国電信を扱う従業員のかたは英語の知識、それが無いといふ。それから又海外から来ますので、もう普通夜やたらにやつて来ますので、海外から夕方出すと日本に夜分着きます。そういうふうで技術の面及び労働力の方面において特別の技術が要するように思つておりましたので、今度電通省におかれましては、再々私もは、殊に大阪の海外の外国通信の人を

殖して下さいと言つて再々お願いしましたけれども、お役所のことで、又は予算關係とか或いは上長の許可が要るとかで、なかなか人間の増加も思うようになりません。それと次は海外との機械化と申しますか、連絡でございまして、これはアメリカなんかにおきましては、RCAを初めたくさんのおきまして、民間会社が非常にサービスをよくしております。ところが日本のほうは電通省のお役所でやつておられますので、最近一番照会が来ておりますところのペキスタンのカラチでございまして、あそここの商売も我々は是非直通の電波をつけて下さいと、これは二年、三年前からお願ひしておるけれども未だにこれが実現しません。それから今ペキスタンからは廻り廻つてこつちへ参りまして四時間と二十分、こういうふうな時間がかつておる。ニューヨークからは僅に四十六分である。こういうふうなレコードになつておりました、これは何とか早く、一例でございまして、ペキスタンとの直通電波、ジャカルタの直通、それから漳州との直通、そういう日本の重要市場との直通電波を是非この際やつてもらふんと、到底海外の諸外国との貿易の競争には敗れてしまひまして、安本あたりでもその辺十五億ドルほどの貿易の計画がございまして、これも、これも充たされたいといふことについて、我々貿易業者としては国家に対しても非常に遺憾に思つておる次第であります。何とかしてこれは通信の迅速正確を期したいと思ふ次第でござい

ます。次にこの公社と民間、この民間会社でございまして、今日午前中からいろいろ話もございしました通り、國際の事業と公社の事業とはどうかということになりますと、これはやはり公社と申しますと、北は北海道から南は鹿児島まで廣大なる事業をやつておりますので、これは公社の中にこの國際の事業をやつては、これは前の電通省とちつとも変りはありません。これはどうしてもこの國際通信部は是非民営にして、そして諸外国に負けんように施設の改善、従業員の訓練と申しますか、貿易が盛んになるように我々はしたいと思ひます次第でございまして、それからその従業員のかたに對して申しますと、この國際通信のはうは、従来の經驗によりましていふと、収支はいつもまあ黒になつておりますので、これは会社になりまして今までの待遇以上にできるだらうと思ひます。それと利益が出た場合は、國庫に返すとかそういうことをせずに、施設の改善、機械の増設と、そういう方面に、サービスの改良に是非これは使つてもらいたいのが第一の切望でござい

ます。それから又会社になつたときも、料金が上るようなことがあつても困りますので、これは今後会社になつても絶対上らんようにして頂きたいと思ふ次第でござい

それからこの法案のことでは、私、商人で余りよく存じませぬけれども、ここにありますように、第十二条に「取締役及び監査役の選任及び解任、定款の変更、利益金の処分、合併並びに解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」又第十四条に「郵政大臣は、第十条、第十一條及び前二條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならぬ。」と、これは我々民間としてはお役所の、まあこれは監督はしてもらわなきゃならぬですが、余り固縛りに縛つてばかりいてはいけませんので、少くも取締役及び監査役の選任には、一つ我々業者の意向も取入れて、我々の意向を反映してやつて頂きたいと、こう思ふ次第でござい

まあこういう事情でございまして、この会社法案には我々業者としては心より賛成をいたす次第でござい

○委員長(鈴木恭一君) 次に太田康君にお願いいたします。

○公進人(太田康君) 東北大学電気工学科実験実習指導員、太田康でござい

しての電気通信事業であるので、公社化されるということは、計画的な行方に対する逆方向を辿っているように私は考えます。

次に日本電信電話公社法案について、本法案を讀みまして特に感じましたことは、本法案全部を通じて経営面に自主性を持たせようとする意図は顯けます。確かに経営委員会に例をとり見ますと、特別委員の總裁と副總裁にも議決権を与えるなど、国鉄、専売などと異なり進歩は認めますが、事業の民主化という見方から一段と進めて、中央地方の従業員も経営に参加せしめるべきだと思ひます。

二、本法案によると、国鉄の場合と異なり、事業の公共性を持ち企業の合理化を図るために独立採算が強調されております。ここに民間資本が入り込み、或いは外国資本の導入により経営権の侵害を行われる危険性があり、電通事業が国際独占資本の支配下に置かれるという危惧を私は持ちます。

三、財務会計制度については、公社の独立自主確立のために、従来の消費会計的な予算制度を捨てて、これを企業会計的な予算制度による決算中心制度に改め、且つ消費節約のみならず弾力的な制度にしたことは認められますが、事業の公共性から来る損失を生じた場合に、これに対して国家補償が明文化されないが、かかる場合、従業員の労働強化或いは料金の値上げなどが行われ、経営の合理化は不能であり、且つ公共性を失うのではないかと私は考えます。

四、本法案によると、給与準則を定めることになるが、労働協約に基いて行われねばならぬが、給与総額の枠に

縛られるため自主性はなく、従来と何ら変わりなく、又最悪の場合にはそれより下廻る場合もでき得るのではないかと私は考えます。

次に国際電信電話株式会社法案について、国内通信と国際通信は分離されるべきではないと私は考えます。何となれば、国際通信の線を国内全部に施設するということは困難でありますし、又考え得ることでありまして、併し現行のごとく特定局、普通局などがある場合に、新たにこれを国際電信電話株式会社を設けてこれと緊密な連絡をとるという事は困難でないかと私は素人として考えます。次に通信の秘密保持が、国際情勢の変化によつて保持されるかどうかというのを私は危惧を持ちます。次、国際資本家の利潤追求のために、従業員の身分を保障せず、労働の強化或いは人員の整理などを行い、最悪の場合には日本の国際的な信用の失墜なども起るといふような場合があるだろうと私は考えます。最後に、黒字であるところの国際通信を民営にせねばならない意図について何か不明朗なような感じを私はジャナリズムのほうから受けました。以上の見地より、電気通信事業は現在のままにおいて機構組織を改善し、財務、技術、資材などの隘路を開き、能率的、合理的に切換えるべきだと思ひます。

結論をいたしまして、事業的な性格であります。民営の長所として能率的経営又は合理的経営が問題になつておりますが、これは国営であつても不可能ではないと私は思ひます。ただ現在の従業員に対する再教育或いは大幅な人事異動、但しこれは高級官僚に特

に行われねばならないと私は考えます。仮に公社にいたしますとしても、現在の官僚によつて実態面において運営される限り、法制化が完全であつたとしても失敗に終ると思ひます。

次に機構の面ですが、例えば私の田舎に今から十年ほど前です、その時に二、三百回線ぐらいの取扱局の親局と、その周りに小さい局が百回線ぐらい持つておりました。そこでその頃は線路工が六人と、機械工が一名だつたのです。ところが現在は、尤も回線は二百回線ほど増えておりますが、管理所が生れまして、相当数の人が雇へております。サービスの面につきましては、現業員は非常に明るく接して下さいます。事務官庁の特に所長以上のかたにはときどき考えさせられる場合があります。

技術面につきましては、手持の資料を持つて来なかつたので簡単に言わして頂きます。例えば長距離通信にはマイクロ・ウェーブを用いるべきだと思ひます。尤もそれと並行しまして搬送ケーブルを用いるのもいいと思ひます。次に電話機の場合ですが、現在大都會におきましては、M4が非常に普及しております。併し例えば福島県、原ノ町の場合を申し上げますと、M3自体が田舎における官庁、会社などに若干入つておるだけであつて、あとは磁石式の、それ以前の電話機が多いのであります。それから五百回線以上の回線を有する普通局に対しては共電式施設を用いるべきだと思ひます。次に自動交換機の場合、非常にリレーの接点が悪くことをしばしば聞きますが改良の余地があるかと私は考えます。

○委員長(鈴木泰一君) ちよつと太田さんに申し上げますが、この二法案に対しての御意見をお伺いしておるので、その御意見の中心を一つ外らさないようにお願ひいたします。

○公述人(太田康君) はい。要するに本法案は、国際及び国内通信の公共性を無視し、且つ本法案を施行せしめることにより国鉄、専売両公社より、なおかつ国民より遊離し、民営の長所は現われず、独占企業の特つ官僚臭から脱するどころかむしろ危惧の感を抱かせるのであると思ひます。

私はかかる観点より本法案に対して反対します。どうも皆さん失礼しました。

○委員長(鈴木泰一君) 有難うございしました。

次に久保等君にお願いいたします。

○公述人(久保等君) 私は全国電気通信従業員組合中央執行委員長の久保等であります。今回国会に上程せられた日本電信電話公社法案並びに国際電信電話株式会社法案に對しまして、以下意見を申し上げます。

以下意見を申し上げます。直接電信電話の事業に携つております従業員立場から申し上げるわけであり、同時に又これから申し上げることは、全組合員の意向でもあることをあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

最初に結論から申し上げます。この両法案に對しましては、私も反対であるわけであり、その特に大綱の理由を申し上げます。ならば、電気通信事業は明治初年から今日まで八十年間、いわゆる自然的な独占性と技術的な統一性という観点から、一省の下に今日まで運営せられて参つたわけであり、今回政府が出されました

法案によりますと、これを二つに分断し、更にそのうち一つにつきましては、国際電信電話株式会社法に基くところの、いわゆる民営にこれを切替えんといつたところの理由であります。特にこの点については強く私も反対を表明したいと思ひます。以下大体三部類に分類をいたしまして申し上げます。

先ず最初に、特に分断反対の理由について申し上げます。電通事業を預かる従業員といつたしましては、戦後における荒廃した電気通信事業というものを如何に建直すか、更に又戦後における強烈な一般需要者に対する要望を如何にしてかゝて行くかということについて、真剣に今日までこれが再建方途について研究を重ね、又努力をいたして参つたわけであり、その結果一応電話につきましては、戦前最高におきまして約百万個であつた電話が、量の面におきましては、今日百二十四万六千という程度にまで上昇を示して参つておりますし、更に電信の場合につきましても、戦前最高を例にとつて申し上げますと、約八千六百一十一万通程度の取扱通数があつたわけであり、今日では殆んどそれより上をいふレベルにまで回復をいたしているわけであり、併しながら質的な面においても幾多の問題を残しておりますし、質的な面における、或いは又電話の場合におきましては、現在なお二百万に満たないとなつて、現在の需要があるわけでありまして、現在すでに施設せられた電話にいたしましては、まだ僅かに百二十四万であるとするならば、現在ございします施設以上に更に増

設をしてもらいたいというのが現在の
実情でございますので、そういった点
について、如何にこういった需要を満
たして行くかという問題になつて参り
ますと、勢い、特に建設資金の確保を
如何にやつて参るかという問題も一
あるわけでございますし、更に又国家
予算によつて今日まで賄われて参つて
いるわけでありまして、従いましてそ
の予算自体を如何に企業の自主性を活
かす上立つて運営して参るかとい
う、いわゆる財務、会計制度の確立と
いう問題があるわけでありまして。従
いまして、こうした問題については私
どももいたしまして、真剣にこの打開
策を今日まで研究もし、努力もし続け
て参つていくわけでありまして。ところ
が、この間それならば政府が今日まで
こうした電信電話の問題に対して如何
に対処して参つたかということを上
げますと、戦後の概略を申し上げます
らば、昭和二十四年の七月に、先ず電
信電話の復興という問題について如何
に対策を樹立するかということで、電
信電話復興審議会を設立いたしました
して、内閣総理大臣に対する諮問機關と
して、電気通信事業の企業についての
いろいろ方法を考慮いたしましたわけであ
りますが、その結果、電信電話復興審
議会が出された結論は、やはり電
気通信の公共性という問題、或いは又
企業の自主性という問題、或いは又電
気通信の独占的という性格、これは本
質的な性格であるが故に、結局結論と
するところは、公共企業体に移行すべ
きだということが電信電話復興審議会
としても結論が出されておるわけであ
ります。勿論電信電話復興審議会の導

営その他の問題については、私どもと
しましても若干疑義のある点もござい
ますが、とにかく出されました結論
は、公共企業体に切替えるべきだとい
うのが結論であつたわけでありまして。
更に引續きまして昭和二十五年の第
七国会におきましては、衆議院におき
ましてやはり電信電話の問題につきま
して如何なる企業形態がいかにとい
うことについて、公共企業体に移行する
のがやはり妥当だ、而もこれはすでに電
信電話復興審議会でも結論が出てい
るので、早速に諸般の対策を考慮して、
政府としてはこれを公共企業体にする
べきであるということが第七国会にお
いてやはり決定付けられていたわけ
であります。そういった事情と相俟合せ
まして、電通當局といたしましてもし
るる公共企業体という問題につきま
して法案その他の問題で研究を重ねて
参つたわけでありまして、本年の極く
最近までに至つて、実は第八次に及ぶ
ところの試案が作成されたという経過
を辿つて今日に及んでおるわけであ
ります。従いまして少くともこの経過
の中にも民間という問題は如何論議
でも、少くとも一つの流れの中には民
営というような考え方は生れておらな
かつたのが、従来の国会乃至は政府の
諮問機關等における動きであつたわけ
であります。ところが突如といしまし
て本年の三月に至つて、実は閣議に
おいて電気通信の国際部門については
これを民営形態にするということが決
定を見たわけでありまして、私ども
特に重大なる関心を、この電気通信事
業の今後の企業形態のあり方につい
ては関心を持ち、努力も重ねておりま

たので、昨年来特に頻りに大臣その他
ともこの問題についてはいろいろ交渉
もいたし、又お願いもいたしておつた
わけでありまして、その過程において
は何ら民営という問題については私
ども聞いておりませんし、又実は予想
もしておらなかつたのであります。が、
突如といしまして本年三月、国際に
ついてはこれを民営にするというよう
な形が生れて参つたわけでありまし
て、まさに以上のような経過から見ま
するならば、経過と実情というものが
無視されておるといふ点を指摘いたし
たいわけでありまして。従つて私ども
もいたしましては、特に国際部門につ
いてこれを民営にするというについ
ては、その理由について全く理解がで
きないわけでありまして。ところで現
在の国際部門における一応収支状況がど
うなつておるかということも簡単に申
上げてみますと、昨年の実は四月一
日から本年の一月までの概要でござ
いますけれども、先ず収入の面におき
ましては三十二億六千六百万円であ
りますが、これは勿論概略の金額でござ
います。更にその間における支出の
状況を申し上げますと、十一億一千六
百万円という数字になつておるわけ
であります。この支出の中には勿論若
干の雑費その他は含まれておりませ
んけれども、いづれにせよ概略申上げ
するならば、支出の面におきまして
は、収入の面と比較いたしますと三
四％程度だということが申上げられ
るわけでありまして、二十一億五千万
程度のもので黒字だということが、こ
の昨年の四月から本年の一月までにお
ける大体の収支の概略であります。こ
ういつた点を考え合せて見ますなら

ば、俗な言葉で申しますと、いわゆる
儲かる面については、これを民営に払
下げるという態度、こうした態度が全
く公共性を無視した利潤追求政策の本
質であるというふうな遺憾ながら我々
としては断ぜざるを得ないわけであ
りますし、而も又今回一応公社に切替
えんといましておきます日本電信電話
公社につきましても、将来は更にこれ
を民営にしたいという考え方も持つて
いるやに伺われるわけでありまして、
更にその場合における民営は、決して
電信をも含めたところの民営論を唱え
ておるわけではございません。電信電
話の中でも更に又比較的儲かると思
れるところの電話について、これを民
営にしたいという考え方であるわけ
であります。いづれにせよ、そういった
方向に進む限りにおいては、私ども
もいたしましては、残された国内の通信
のうち、更に又電話については近き将
来にこれが民営に切替えられるとい
う形においては、果して、日本の電
信事業の将来というものを考え合せ
した場合、これではよろしいかどうか
ということについて多大の危惧を感ず
るわけでありまして。而も現在にお
ける諸外国の例を考へて見ましても、
日本のように従来国営であつたものを
民営に切替えるという例は余り聞か
ないわけでありまして、特にイギリ
スにおきましては、すでに御承知の
ように現在に在りては、国営になつて
参つておるわけでありまして。国際
電信電話のほうにおきましても、一
九四七年にこれは公共企業体に切
替えられておるわけでありまして、
更に電信については、これは国営
で運営せられております。更に又国内
の電話については一八八九年以来、こ

れは国営に切替えられておるような状
態であります。勿論その他いろいろ現
在国営において運営せられておる所
もあるわけでありまして、時間の関係
からそういった点は省略したいと思
います。が、いづれにしろとにかく今
まで国営であつたものを逆に民営に切
替えるという例は聞かないので、
むしろ従来民営形態であつたものが公
共企業体或いは国営という方向に切
替えられる趨勢にあるというふうな判
断せられるような情勢から申しまし
ても、今回出されましたところの国際
部門について、これを民営に切替えよ
うということは、むしろ時代逆行の方
向に進んでおるといふことを申し上げ
るを得ないわけでありまして。
それで国際電信電話株式会社法案の
点についての反対理由を申上げて参
りたいと思つて。今回政府が出され
ました国際電信電話株式会社法案に
対する提案趣旨の説明をいたしまして
は、特にサービスの向上を図りたい
ということ、更に電波獲得上民営に切
替えることが極めて適切であるとい
うことが主たる理由として挙げられ
ておるわけでありまして。ところでサ
ービスの向上の問題について一応簡
単に二、三點見て見たいと思つた
わけであるが、いづれにせよ、経
過時間が非常に長いという問題が指
摘されておる。この問題につきま
しては、勿論そういった問題がある
としても、現状においてそれならば民
営に切替えた場合に急速にこの点が
解決できるかという問題でござい
ますが、現在の経過時間の問題につ
きましては、いづれにせよ外国から
日本に入つて来た

場合、それから日本から外に出て行く場合、これを考え合せた場合、諸外国から日本に入つて来る場合の通信の経過時分と国内から出て参る場合と比較対照いたしますと、具体的な数字もありますけれども、ここでは申上げることを省略いたしますが、いずれにいたしましてもほぼ同じ時間でありまして、そういつた点から申上げますと、ひとり日本の国内における通信の経過時分が長く、いわゆるサービスが特に悪いという問題は比較的経過時分の点からには言えないのではないかというふうに考えておりますし、更に又施設の面につきましても、特に昭和二十七年度の増設計画もあるようであります、この増設計画にいたしましたとしても、僅に二億五千万円程度の予算でございまして、又一般加入者に対するサービスの向上を図る意味での施設を増強整備いたすにいたしたとしても、例を挙げますと、テレビタイプ等によりまして専用線を多くして利用者へ備え付けるという方法をとりましても、これ又経費の面から行きますならば、必ずしも多額の経費を必要とするわけではないのであります、せいゝとにかく四、五億程度の経費を支出いたしますれば、相当施設の改善もなし得るわけでありますが、これを又民営に切替へなければなし得ないという理由がないように考えておるわけであります。更に又現在特にいろいろ問題になつております点の大きな原因は、戦前におきますしては、約七十三回線ばかりの回線を保持つておつたわけでありますが、現在は三十七回線という状態になつております。こういう状況も民営に切替へることによつて一挙にこれが復旧できる

という問題ではないわけであります。御承知のように特にアジアその他の方面におきましては、日本の国交そのものにおきまして旧に復しておるという状態ではありませんし、そういつたいわゆる国際間における複雑な事情、日本の又置かれてゐる特殊な立場というようなことが、こういつた国際間における通信というものが旧に復し得ない大きな原因となつておるわけであります。こういつた点も勘案いたしまするならば、やはり一挙に民営に切替へることによつて、こういつた隘路が打開されるといふように考えることは非常に皮相な考え方ではないかというふうに考えるわけでございまして、むしろ現在におきましてやり得る面をやつておらないという面が確かにあるわけでございまして、一例を機構の問題について申上げましても、現在の国際部門における機構というものが極めて複雑であり、言い換えれば取扱局を更にこれを管理すると言いますか、その上部機関の機構が複雑過ぎるというやうな点が指摘されるわけであります。国際電報局、或いは国際電話局等の上部には、国際管理所、或いは又これが国内管理所というところ、或いは搬送管理所、或いは電信管理所、或いは電話管理所というやうな幾つもの上部機関を持つておるといふやうな形、即ちこの問題では勿論国際部門に限らない、昭和二十四年の例の郵政省と電通省を分離いたしました當時におけるいわゆるライン・オルガニゼーションと称します機構改革以来の普遍的な問題であるわけであります、こういつた点についても私どもかね／＼から嚴重にこういつた点

を指摘いたしましたので、これから改善について当局と交渉をいたして参つて来ておるわけですが、こういう点についても、何ら手が触れられておらないというのが今日の実情でありまして、従いましてこういう点を民営に切替えることによつて問題が解決するというよりも、むしろ現在においてやはりこの諸点を改正するという努力が何故なされないかという点も私指摘したいと思うわけでありま

す。更に電波の獲得上、これが民営に切替えることが望ましいと申されますけれども、電波の獲得はただ単に民間の会社形態にしたならば、獲得しやすいという問題よりも、極めて国際的な、特に国家の力と言いますか、各国間における力関係という問題が電波獲得上非常に大きな問題であるわけでありまして、日本の現在の状況は先ほどもちよつと触れましたけれども、日本の特殊な事情というものがやはり今後仮に民営に切替えられましても、大きなウエイトを持つわけでありまして、電波の獲得戦は或いは民営或いは國營という企業形態の問題でなくして、やはり国力の消長問題に大きな原因があると断ぜざるを得ないと思つておるわけであります。而もむしろ國際に切替えることによりましてその非常に不便と申しますか、困難な点を考え併せま

すならば、施設の保守面におきましてもこの電信電話というものの、即ち国内における電信電話と共用されておるといふ問題、或いは又運用面におきましては、有機的な電気通信の本質から申上げましても、こういう点においてむしろ切替えられることによつて有機的な連繫が阻害されるということが予

利用業者のかたの考えられる料金問題につきましても、私ども必ずしも民営に切替えられることによつて料金自体が将来恒久的に割安になるというふうには考えられないわけでありまして、当然国際部門を分離することによりまして間接費の増加を来たさざるを得ないわけであります。そのことが当然コストの割高という形になつて現われるのでありますようし、又民営に切替えられることによりまして税金その他の負担、或いは又株主に対する配当というやうな問題を総合勘案いたしました場合に、将来において料金が必ず安くなるということとは言い得ないというふうに考えておるわけであります。更に又従業員の立場から考えました場合におきましては、身分上の不安定ということも勿論でありますし、更に又人事の従来特に国際部門と国内部門と申しましても、技術的な問題については全く同じ面もあるわけでありまして、人事の交流或いは技術の向上という面から申上げましても、そういうた点が固然と分離せられた場合におきましては、その接断面における給与のアンバランス、或いは又技術その他の面におきましても、一つの断層を描くということも、一つの考慮の点でありまして、こううな点が電気通信の持つ有機的な性格から申上げましても、好ましい現象だとは考えられないわけであります。こういうた点を考えて参りますと、電気通信事業の各部門につきましても、公共性という点が無視せられまして、やはり利潤本意に経営せられて行くといふことについては私どもといたしましては賛成しがたいわけであります。

条の二項に参りまして、このところでは現在法案を見ますと、町村議員だけが一応例外という形になつておるようでありまして、府県地区町村という形のものについては、やはり職員としての身分を保有できるような形にすべきだというように考へております。第三十二条に参りましては、第二項のところについてこれを一部修正すべきだというように考へております。五項、六項、七項以下全部削除というように考へておるわけでありまして、この理由をいたしますところは、特にこの二つの問題につきましては、組合自体の団体交渉の対象となし得る問題でありますし、そういう点から申しますならば、徒らにいろいろ細かい点が規定せられておるよりも、こゝに二つの点についてはむしろ自主的な経営者更に又は従業員自体の相互における話合ひに問題を譲るべきであるというふうに考へておるわけでありまして、僅かに第二項のところでは若干字句を修正する程度によつてこの法文の形態が整うのではないかとこのように考へるわけでありまして、即ち一項はそのままでありまして、二項のところを若干修正しまして、あと三項と四項だけは残しまして、あとは全部削除すべきだというように考へるわけでありまして、次に四十一條に参りまして、四十條の大蔵大臣のところを抹消いたしまして、郵政大臣から直ちに内閣というところを持つて行くべきだというふうに考へておるわけでありまして、次に第四十三條でございますが、予算総則の問題でございます。これはいろいろ午前中の公述人のかた々も御指摘をなさつておつたようでありまして、

この四十三條の第二号、三号、四号、六号、これは削除すべきだというように考へるわけでありまして、即ち第二号は五十三條の第二項にも関連いたしますが、両方ともこれを削除すべきだというふうに考へます。と申しますのは、特に予算の流用等について細かく、こゝに二つの制限規定を設けることが、少くとも公社の自主性、経営の企業的な自主性という面から好ましくない、こゝに二つの考へ方から只今申上げた四十三條の各号を削除すべきだということをお申上げたわけですが、先ずこの二号は五十三條の二項と同じような趣旨におきまして五十三條の二項も削除になるわけでありまして、更に関連条文をいたしましては、四十三條の四号と関連がございまして第六十一條も従ひまして国庫納付金の問題は削除というふうにいたしまして六十一條が修正になるわけでありまして、更にこの四十三條の六号と関連のありまして第七十二條の一部も削除、即ち給与総額の問題でございまして、これも一部削除というふうになるわけでありまして、更に又次に第五十四條の但書のところでございまして、これは郵政大臣の承認の問題でございまして、これも私もどうした拘束を設けることは好ましくないというふうに考へますので、第五十四條の但書のところになりまして、第五十も、これを削除すべきだというふうに考へるわけでありまして、

次に第七十五條でございますが、この第七十五條のところも郵政大臣が大蔵大臣と協議しなければならぬという事項がいろいろ羅列されてありますが、これも七十五條全部削除すべきだというふうに考へております。次に参ります。第八十條でございますが、この問題についてはいろいろ問題が現在あるわけでありまして、恩給制度の問題としていろいろ現在論議の中心になつておりますが、結論を申上げますと合理的な退職制度を決定しなければならぬというふうな形にいたしまして、退職金制度の確立を私も主張いたしたいと思つたわけでありまして、更に従ひまして三項以下につきましては原案通りでありまして、その間における過渡的な措置として第二項のところに掲げておきます点を若干修正しまして、恩給法の適用という措置をとつて参ればよろしいというふうに考へるわけでありまして、最後に第八十一條でございまして、これについては共済規則を特別に制定すべきだ、公社自体としての特殊な状況から考へられるところの共済規則を制定すべきだというふうな考へるわけでありまして、この点についても勿論過渡的な措置をいたしましては第八十一條に言われております点を準用するという形にすべきだというふうに考へます。

以上が公社法案に対する内容の一つ一つについての大体の大きな私どもの考へ方を申上げたわけでありまして、以上要するに公社の問題につきましては、その公共性と企業的な自主性を確保するものでなければならぬわけでありまして、特にこの企業的な自主性という問題につきましては、この法案自体としては特別に留意をしなければならぬ点であるかと思つたわけでありまして、その点は只今各条文について申上げた意見によりまして、十分にこの点慎重に御審議を煩わしたい、是非只今申上げた点についての改正というところにつきましては結論が出ることと私どもも十分期待申上げたいと思つたわけでありまして、

以上極めて概括的でございますが、両法案に対する私どもの考へ方を申上げたわけでございます。○委員長(鈴木恭一君) 有難うございました。次に渡辺音二郎君にお願いいたします。○公述人(渡辺音二郎君) 私一般的に利害関係者の一人として出席して頂いたわけでありまして、その際にも申添えました通り結論をいたしましては国内と国際との電気通信の有機的な関係を十分に今後考慮されるということをお願いいたしまして、この両法案に賛成するものでございまして、勿論今新しく国際及び国内の電気通信事業を日本で経営いたしますというふうな新しい事態の上に立つて法案を作つて頂くのでございまして、いろいろの点で御提案になりました法案には不満がございまして、併しながら電信にいたしましては明治二年、電話にいたしましては明治二十三年から国有国营でやつて参りました国内電気通信事業及びその後電波の獲得の急務に迫られました、日本無線電信株式會社を設立いたしまして国際間に立運けました日本の国際電気通信事業を確立いたしました終戦に及ばれました。この歴史的な事実の上に立ちましてこれを平和回復の今日どういふふうな処理いたしますかと、そういうふうな問題になりますと、そう新しいキャンパスの上に絵を描くやうにくつきりとしたものは得るはずがないのであります。従ひまして随分当局者としたしましては、長年の宿病に苦しんだ国内電信事業及び一時列国

す。丁度明治三十三年の電信法ができ
ました当時、あたかも通信省には秀才
雲のごとくおられまして、母法をドイ
ツに求め、或いは正確にはプロイセン
に求めまして、日本の電気通信国策の
基本を法文化したと私は聞いておりま
す。その基本的な電気通信国策をきめ
ましたところの電信法なるものは、今
度の両法案によつてどうなるのであろ
うか。むしろ国民の一人としては生れ
変わるべき新日本の電信法というもの
が、或いは電気通信法というものが先
ずできて、そしてその上に立つて思想
表現の自由を確保すべき通信手段、こ
のうら国民が政府にお預けする部分
と、国民が自由にその技術的手段を用
いるべき分野というものを分つてき
める、その国民が政府にお預けする部分
のうち今更プロイセン的な、ビスマー
クの官業政策よりもつと進歩し
た公共企業体、或いは民営というもの
にそれ、分けて委ねるべきかどうか
がここで議論さるべきではないか、か
ように考えます。これは併し非常に先
ほど申し上げたように抽象的なベダ
ンテイツクな議論でありまして、敗戦
後復旧に忙しいお役所のかたにそうし
たことを急に求めることは無理かも知
れませんが、併し議員諸公は少くともこ
の法案の基礎となるべき、根本法であ
るべき電気通信の基本法を一日も早く
この両法案と共に若しくは相次いで成
立されるべきではないか、かように考
えます。

次は行政機構改革の一連の事柄とし
てこれが取上げられておりますこと
は、誠に国民の一人として納得が行か
ないのであります。と申しますのは、
行政機構の改革ということはややもす

れば一つ減らせればそれでいい、或いは
又よそがこれだけ減らすからこも減
らせというような平等論に陥りやすい
のでありますけれども、今ここに取上
げられておりますところの日本の新ら
しい国内電気通信事業及び新しい国
際電気通信事業を如何にすべきかとい
うことは、そういう一時の政策的な処
理ではできないことでございます。即
ち誠に簡単な両法案でございませうけ
れども、これは明治の初め若しくは明治
二十三年以来溜まり溜まつた懸案を多
少尽さないところはあつても、何とか
解決したいという熱意に溢れたもので
ある。又もう一つは国民の日常生活に密
接に影響するこれは問題である。又今
後これをやり直すということがなかなか
できにくい問題であります。社会科
学が自然科学と違ひまして、実験がで
きないとよく言われますが、私ども
の知つておる限りにおきましては、イ
ギリスが最初民営でありました電信
話を国営にした。又国営であつた国際
電信を民営に直し、労働党がその一部
を国営にし、更に又今保守党がこれを
地ならししておる。これによつて何ら
の利益がない。迷惑をこうむるものは
これを利用する我々国民でございま
す。要するに二度と再び実験というよ
うなこのできないこの社会科学的な
存在であるところの事業、これを根本
的にこの際改めようというのでござい
ますから、そんな行政機構の改革なん
というやうな一時的な問題と噛み合せ
て考えられるべきものではないという
ことを痛切に思ひます。というのは、
この大事な国内及び国際電気通信事業
の今後のあり方を見ますと、国内につ
きましては公社、国際につきましては

特殊会社、これに對しまして拝見いた
しますと、郵政大臣が認可をし、或い
は郵政大臣を経由し、郵政大臣が報告
を求め、そして大蔵大臣と協議をし、
閣議に諮り、国会に提出するというよ
うな手続がいろいろの問題について規
定されております。公社がでべき、特殊
会社がでべきとして、残る大きな問題
は、こういった大きな公社と特殊会社
を監督するという大役を郵政大臣が
やります。この郵政大臣の監督の幅
を考えると、誠に国民として、郵政
大臣という言葉を聞きまして何と
もいえないそぐわぬ気がいたしま
す。何かむしろ電気通信省というもの
がもう一度必要になるほどの重大性を
国民は感ずるのでございませう。これが
私の根本的な、抽象的な不満でござい
ます。

それから国際電信電話株式会社法
のものにつきましても、この案が
生れました動機等に関する私の不満と
いたしましては、どうしても今後国内
電気通信事業と国際電気通信事業とい
うものが競争するということがあり得
ない、にもかかわらずあり得る。これ
は最初に十分に法案を作る場合に配慮
すべき問題じゃないかというふう
に考へます。それともう一つは、元の国際
電気通信株式会社というものは、これは
終戦後GHQの命令によりまして解散
させられたのでございませうが、これと
今度の新らしく生れます国際電信電話
株式会社との関係がはつきりわからな
い。これが不満でございませう。とい
うのは、この二つは非常に将来果を残す
問題でございませうので、何とかこの際
得させる公の措置を講ぜられる必要が

あるのじやないかと思ひます。それか
ら折角今まで発達して参りました電波
行政及び電波行政機構というものにつ
きまして、この両法案を拝見いたしま
すと、何ら考慮されておられないのじや
ないか、むしろ世界の趨勢から見まし
て逆になつておるのじやないかとい
うような気がいたします。つまりこの電
波行政というものをこの際逆になく
とも、この両法案は立派に成り立ち得
べきものではないかと考えられます。
この両法案を通すと共に、或いはその
機会に発達した電波行政の芽を少
しでも摘むというやうなことがあり
せば、これはいささかとばかりを電
波行政に与えて行くというふうな考へ
られます。国内電気通信事業は、国際
電気通信事業に對して明治維新以來面
期的な改革をいたします熱意が当局者
にありとしますならば、その際電波行
政においても飛躍的な向上が共にあつ
て然るべきではないか、かように考えら
れます。殊に国際電信電話株式会社法
案の提案理由には、電波の割当という
ものが大きな理由になつておるのであ
ります。にもかかわらず、内容そのも
のにおきましては、むしろ戦後の電波
行政というものの発達に逆行して
おるのではないか、かような憾みを持つ
ております。以上これは私が先ほど申
しました抽象的ないわゆる批判的な見解
でございませうが、併しなごら、さらば
といつてそれでは今のまゝ国内も国際
も電波行政もそのまゝであることに比
べてどうであらうかと申しますと、や
はりこの両法案を通して頂き、且つこ
れを修正するものは修正し、今後改む
べきは改めて行つたほうが将来に大き
な希望がある、かように考えます。そ

の一つは、公社の将来でございませう。
その内容そのものは成るほど専売、
国鉄等と比べまして大して私は飛躍的
な案とは思ひませんが、併し今までの
やり方から見ますと、継続費の活用を
し、繰越費用の適切な図り、民間資金
の利用を極度に、又或る程度納付
金というやうな制度も認めながら又
立採算制を一步でも確立するとい
ふことによりまして、大きな希望が達せら
れ、更にその上に今までの人事政策よ
りも飛躍した労務管理を当局者がなさ
れるならば、それに大きな労働意欲が
加わりまして、公社の将来というもの
は見るべきものがあるのじやないか、
かように考えます。又国際電信電話
会社そのものに對しての将来を考えま
すと、このまゝ国内の電気通信事業と
共に現状のまゝで行つた場合は勿論で
ございませうが、公社の一つの仕事とし
て営みます場合よりも会社に移すこと
によりまして、国際通信の特性が発揮
される、又新らしい日本のこれからの
貿易その他の国際生活に伴う通信の活
潑なる施設ができる、かように考へる
のであります。それで一体国
際電気通信の設備と保守を會つて国際
電気通信会社の頃でしたか、今度一歩
進めて運用までやらせる要がどこにあ
るだらうか、こゝういふ要があるであ
りかといふやうな疑問が起るわけであ
りますが、私自身はむしろオペレータ
の経験を持つておる男でございま
し、国際線にもかかつたことがござい
ますが、相手が外国のオペレーターで
あるといふこと、それから国際条約の
内容というものは国内電気通信の規則
の基本になつておる、又すでに機械化

されました今日、直接通信が非常に発達した、又時差の問題がある、更に利用者層が非常に電報そのものの利用価値を認めておる、又通信内容が非常に優秀なオペレーターを要求しておる、又高度の問題がある、それからすでにアメリカにおきましては、国際電気通信においてはオペレーターの時代からテクニシアンに移り、更に今日はエンジニアの時代に移つておるというふう言われるほどの高度の技術を要求しておる、かような点から考えますと、ややもすれば平等にものが取扱われやすいお役所、それが公社になりまして、果してそう早く脱却できるとは思えない。この点からむしろ新しい企業時代から高度の技術を尊重する、オペレーターよりエンジニアの時代へというこの新時代思想を待遇の上にも制度の上にも反映するほうが独立日本の将来のためによろしいのではないか、かように考えるわけでありす。まあ現状のままで行つたんではこれは本国内、国際を問わず、日本の電気通信事業というものは憂うべき欠陥を包蔵して、いつの日かこの欠陥が救いかたなきものとなつて我々国民の肩にかかつて来るのではないかとこの心配がいたします。この際公社法なり、或いは特殊会社であるところの電信電話会社法によりまして、この現状を打破する大臣、次官といわず、従業員一体となつて打破して、物質的な施設をよくすると共に、精神的にここに生れ変つて叩き直すということがどれだけ新日本の電気通信事業の発達のために役に立つかというふうに考えるものであります。従いまして私は世界の傾向とか列国の企業形態の現状

とかこういうものは大してこの問題については価値ある資料と思つておりません。世界がどうあると、国有化運動がどうあると、とにかく今の日本が、電気通信事業というものが大事であるというこの認識さえあれば何とどこで現状を打破しなければならん。それにはどういふことが具体的に一番聰明な対策であるかということだけを念頭に置いて解決すべきではないか、かように考えます。

○委員長(鈴木恭一君) 以上で公述人のかたの御意見の御発表は終了いたしました。委員のかたから公述人に対して御質問がありましたならば、公述人の御発言の順序に従つてお願いいたします。

○水橋藤作君 石橋さんに二、三御質問したいと思ひますが、石橋さんの仰せの通り、国際的に電信電話の必要性は同感でありまして、仰せの通りだと思ひます。その必要性からして会社にしたほうが能率或いはサービスがよくなるという見解にお立ちになつておるようでありまして、先ほどのお話の中でも国内通信と国際通信を別に取扱わなければならぬということも希望されておりましたが、これも我々一応尤もな点があると思ひますが、その際別に取扱うと、国際と国内との仕事の分担と申しますか、非常に複雑になります面から行きますれば、会社にするに比べて、より以上複雑になるんじやないか、公共企業体のままで別に取扱う現在のままでいいのじやないかと、我々はそういうふうに見えるのであります。これに対して、会社になれば特に御希望のようになるという見通しをお伺いしたい。

それからパキスタン方面との通信が非常に遅れると言つておられますが、これもまあ一応その通りであります。が、これが通じ民営にしたから直ちにその目的が達し得られるということも我々はちよつと考えられないので、これにはいろいろ事情がありまして、相手のあることですから、なか／＼民営にしたから直ちにその不便が解消されるとも我々は考えられないのであります。それにつきまして何か特殊な考えをお持ちになつておられるかどうか。それから石橋さんの立場でお考えになると、平和産業の貿易方面から行くならば、最も人的に匹敵するほどの、産業といつたしまして、経費はかかることも我々はその通りだと思ひますが、先ほどのお話のように、人員を増すとか或いは設備を殖やすとか等から行きまして料金が安くなるというふうなものも又我々は考えられないのであります。が、料金が上らぬようにするには何か腹案と申しますか、考えをお持ちになつておられたならば、それを又参考までにお伺いしたいのであります。

それから現在の、昨年から黒字はこれは永久性が無いと我々は考へるものであります。その理由といたしましては、御存じの通り朝鮮動乱とか或いは国際情勢その他で駐留軍或いは進駐軍が八割も使用しているが故に相当大きな黒字になつた。これが平和的に補修も十分に、十分の会社の経営が成り立つかどうか、この点も我々幾らか心配になる点もあると思ひますが、こういう面に対しては、会社にすれば人も増える設備もできる、而も平和産業だけでも現在よりよくなるという、具体的に何かお考えをお持ちになつておられたら御回答願ひたいと思ひます。

○公述人(石橋鎮雄君) 只今御質問の、国内と国際の取扱の面で摩擦はないかと、こういう第一の御質問でございますが、現在でも海外から参りまする海外電信が国内に参りましたときは、例えばアメリカから来まして東京から大阪の商社に行くときは、これは国内の取扱は国際通信部でやつておりました、主要都市には、東京、横浜、或いは東京、神戸、大阪、名古屋とこいういたくさんの国際通信を扱つておる各都市には、現在も国際通信部の支局がございまして、国内の取扱もこの国際通信部でやつておりました。国内のはうでは今やつておられないように伺つておりますので、それだから今後公社になつた場合に国内と国際を切り離した場合に、こういう貿易港と申しますか、神戸、大阪、名古屋、東京、或いは門司あたりまでは国際通信部が国内をやります、札幌、鹿児島、門司とか或いは辺鄙な青森の山奥、そういう所には、海外から通信が参りましたときには、そのときだけ公社のかたにお願いいたしまして、それはもう余りたくさん電線の敷も無いと思ひますので、そのときだけ公社のかたにお願いして、一日に一万通からの海外からは電信の大部分の九十何%といふのは、東京、大阪ですか、これは現在の国際通信がやつておりますように、今度会社になりましては会社で全部国内の取扱はできることと思ひますので、この点につきましては公社とは何ら摩擦とか抵触するようなことは無いと思ひます。

それからパキスタンからの問題でございますが、これはパキスタンと言わず或いはジャカルタでも結構でございますが、現在はパキスタンからの一例をとりますれば、日本に来るにはいろいろ、直接参りませんで、パキスタンから欧州を通じてアメリカへ行つて、アメリカの東海岸から西海岸、西海岸から横浜、東京というふうな各局を廻り廻つて来ますので、非常にその間に時間もとり、又ミューチュエリートのボジビリティが非常にございますので、そこでこれらの点につきましては我々業者といたしましては、パキスタンとかジャカルタとか、こういうふうな商売が一番よくできる都市と大阪と直連の電波を設けましたときには、非常に時間が短くて、その誤差も少く、そして我々貿易のその電信を、一つの商売に一万円かかるのが五千円に、そういうふうな簡単に行くようになると思ひますので、これは是非直連の電話とか或いははかの無線電話会社と特別の契約をして、早く日本の内地に来るよう契約をする、それを今日まで我々は電通省には幾たびかお願いいたしましたけれども、今日までなか／＼それが手つ取早く行かないで、先ほども申しました通りにパキスタンとの直連電波も、今日までなお、向うの事情もございまして、いまだなかつた、なか／＼思ううちに、我々業者としては実は齒痒い感じがいたしましたので、これは我々民間になりましたときには、我々の業者がパキスタンには何社とございまして、我々の手を使つて向うの政府と直接交渉するとか、或いはRCAの人と直接話をするときには、こういう改善は現在の電通省のやつておられる以

上に速かに成功すると確信を持つものでございます。

次に設備或いは料金の問題でございますが、これは私料金を上げて行くのは困る。と申しますのは、設備を改善したために料金が上つたり、或いは人を海外にどん／＼これから派遣して、その交渉に行くとか、まあそういう非常な経費を、設備改善とか或いは迅速性のためにそういうふうな経費を払うために上つたりなんかしては困るということ、これは国際的に電信料は、相当契約がございまして、日本だけでそう上げたり下げたりということはできませんけれども、ややともすれば国内だけで、或いは国内電信部と国際通信部の間だけで料金を取合ふとか、そういうこともございまして、困りますから、ただ念のために、そういう場合のことを懸念になりましたので、料金が上らんように、却つて料金を引下げてもらいたい希望を非常に抱くものでございます。

それから只今四番目の黒字計算が今後ずっと続くかどうかは疑問だとおっしゃいましたが、これは私はつきり、これはやつてみるとわかりませんけれども、併し現在の貿易状態から行きますと、年々歳々この電信の往復使用数は、本年はこれにもございまして通し、昭和二十六年は一律に一万の電信が行つております。昨年から見ると約二割くらい上つておる、又来年も使用度数、発着の電信の度数がだん／＼当分は殖えて行くのではないかと思ひまして、そういう場合には今すぐ赤字になるとは存じませんけれども、これは今のところ私はつきり申し上げられませんが、やつてみないとわかりません。

○水橋藤作君 仰せの通り海外通信は主として貿易方面にお使いになつておるといふこともよくわかります。仰せの通りだと思ふ。併しながらやはり文化的或いは外交的運動とかいふ／＼な意味において使つておる面も相当あるもので、恒久性のある事業でありますので、貿易のこのみ考へて我々はいふ立場でないで、ちよつとお伺ひしたわけなんです、成るほど石橋さん仰せの通り、大きな都市には国際レポーターがありまして、その市内を通じて国際電信としての一貫した運営はできるのですが、小さな場所では、日本全体をして直通できるところは僅かでありまして、大きく見ますと、ないほうが多いですね。そういう意味におきまして、仮に公社と会社となりますと、従業員は或いはこれは国際的のだから、まあそんなことはないかも知れませんが、せういふ後進となることであつて、むしろ配達が遅れるようなことがありはせんかというのを我々は心配もしておるのであります。それから先ほど仰せの通りタイプと申しますか、そういうたものと同じ間に会社のかた／＼がそれを利用して、そして電報の時間のかかるやつを調整しようと思へば、これも貿易会社等も専門的にお使いになるのだから、これも可能だと思ひます。そういう意味におきまして、遅れることはない／＼特殊な事業のためにおやりになる場合は方法があると思ふのでありますけれども、ただ会社になれば、今の国際通信が安くて而もいろ／＼設備が改善できるといふ見通しについての考へ方がこれと反対の結果になりはせんかといふ

ふうには我々は国民の代表といつたしまして心配するわけなので、あなたがたの事業の面から仰せになることはよくわかりますが、そういう意味におきまして、三質問したのであるわけなんです、有難うございました。

○小笠原三三男君 途中から私お聞きしましたので、要領を得ないかと思ひますが、パキスタンのカラチの直通電信のお話を伺つて、私も素人で全然わからぬのですが、こういう問題は民間になれば、差向かいなこと、国なり公社では駄目なことだといふような条件でしたが、何か私考へるのに、日本だけが優秀な設備を持ち、或いは優秀なスタッフを持つておつても、相手がそれだけの設備なりスタッフがなければ結局お互いに対応して通信ができないうようなことがいろいろ／＼阻害しておる条件になつておるのではないかと考へますが、そういうことは全然ないのですか。電波さえ割付けをもらえば、業者の間で早速やつて行けるといふ問題でございします。若しも仮にそういうようなものであるならば、これは吉田内閣の怠慢を私たちは追究しななければならぬと思ふ。そういうふうな民間になればならぬと思ふ。そういうふうな諸条件を、国の力を以てなし得ないといふことはこれは最も怠慢至極なこととして、大いに追究しなかつたらなうと思ふのですが、どういふものでしょうか。

○公進人(石橋鐵雄君) 只今の御質問に對してお答えいたします。仰せの通りこの電波の獲得と申しますのは、相手のあることで、日本だけでもつてどうにもならぬといふことは御尤もでございます。そこで只今おつしやいますように、

したように、政府の怠慢、そういう問題ではございせん、現在の電通省の御当局におかれては過去二年間一生懸命の努力はなさつて下さいまして、或いは司令部の係のアメリカのかたに頼むとか、いろ／＼手を尽されたけれども、なお且つそれがちよつと御役所式のようなこと、ございまして、これは現在の政府の責任、怠慢なんでしょう。これににつきましては毛頭ございせん。これにつきましては我々業者から言いますと、相手はカラチでございまして、これは電気技術面におきましては、日本より数等以下のほうでございまして、これを一つ尻を叩いて早く日本並みに持つて来るには、日本から技術員が行くとか、或いはカラチにおる我々業者の人が向うの政府と話をすると、手にいろいろ／＼の手があるものでありまして、そういうときにはそういう民間会社になりますと、世界万国に亘つて我々はその機構を利用しまして、そうして向うの器械が悪ければ、日本の手持品の電波の機械を持つて行くとか、日本でいかなんか英国から買つてやるとか、そこにはいろ／＼手もありますので、そういうふうにして民間会社になつたときは、そういうサービスと言ひますか、そういうところは十分我々は行く自信があつて申上げた次第でございします。

○小笠原三三男君 大変結構なお話を伺ひましたが、そういうことが黒字になつておる国営事業のそれによつて打開できないかといふことは誠に遺憾なことだと思ひます。事情はわかりませんが、それから次に株式の問題でございしますが、政府に吸収せられた会社でございしますが、そのほうに對して新会社設立となつた場合に、株式の何％なり当時の損失と申しますか、強制取上げに對する見舞金と申しますか、そういうような形で無償配付を旧会社にするとか、或いは何か手当をするとかといふようなことについては、新会社をやつて行こうと考へられる資本家なり或いは事業家としてはやつぱり考慮すべきことなんでしょうか。それともそういう必要は認めないといふことなんでしょうか。これはいろ／＼話を伺つておりますので、参考のためにそういう業界のしきたりに對して伺つておるのでございします。

○公進人(石橋鐵雄君) 只今の御質問に對してお答えいたします。現在外国通信部の各設備は今のところ政府のものであります。我々のものではございせん。ただ電報を打つのに前納金を毎月何千円を我々納めておりまして、それで一つこの株式も政府が現物出資をなさいますと、そうして経費の要る運営の方面を我々民間の者が取りあへず負担いたしました。これは貿易商社ばかりでございせん。この外国電信を利用すれば先ほどおつしやつた通り新聞社とか、外務省、或いは倉庫業、保険業者、船会社等々さんの民間業者がございしますから、それで今後我々は貿易業者を主体として海運業者或いは銀行、保険、倉庫業者、あらゆる外国貿易に關係しております我々民間会社の者が自分の株を持つてやつて行くといふつもりになっております。

○小笠原三三男君 私そういうことを聞いてゐるのでなくて、政府が現物出資して持つておる、この持株のうち幾分かを市場に出さないで、或いは株でなくとも金でもよろこびますが、売

却代金の一部でもよいと思いますが、旧会社に対して何らかの考慮を払うべきだという御意見に対しては、新らしいこれを背負つてやつて行くというほうの側のおかたとしてはどういふ御意見をもちになつてゐるかということをお伺いしたい。まあこれは細かいことですから御返事がなければ御返事なくいいのです。

次にお伺いいたしますが、譲渡される資産の評価について、この評価の方法はどういう方式が望ましいと引取るほうの側としてお考えになつておられますか。又それが資産評価委員会等で、お一人だけ関係のかたが入つてそこで決定になるというこの手続については、どうお考えになつておられますか、お伺いいたします。

○公述人(石橋鐵雄君) その手続と評価につきまして、まだ只今のところはつきり考えておりません。

○小笠原三男君 黒字だということでも将来黒字の大部分は電信のほうだろと思うのです。電信のほうは或いは又これは日本が自衛力を吉田内閣の言われる通り漸増して参りまして、駐留軍が引揚げるというようなことになれば、電信需要は激減するということに当然だろと思うのです。そういう場合に電信のほうの施設を維持し、或いは拡充とまでは行かないでしようが、それを保守する、こういう部面について電信のそれと同様に、民間会社としてそういう損の廻つて行くものの設備を同等に扱つてやつて行ける御自信がございますか。偏頗な扱いにならないかということをお聞きしておきたい。

○公述人(石橋鐵雄君) 只今電話のこ

とについてお話がございましたが、これは仰せの通りに最近進駐軍、アメリカ等が使うものが非常に多いのでございまして、我々業者といたしまして最近アメリカから多量の食糧を輸入する代金におきまして、電報では間に合ふんことが往々ございまして、我々も電話で相当この頃商売をしておりますので、話をしておつたア

をとり、こちらから返事をしておりますが、進駐軍が余り電話を使うので、我々業者は最近電話は余り高価なので、ボートランドとかシャトル、サンフランシスコ、ワシントンなどよく電話したくても、ちよつと電話はできようなこともございしますので、進駐軍がそれだけ度数が減つたら、我々業者がそれだけだん／＼殖えて行きはせんだろうか、こういうふうに思われまして、あなたが電信は黒字で電話はこれから赤ということも、情勢を見て頂かんと今直ちに私何ともこれは申上げかねますような次第でござい

ます。

○小笠原三男君 只今のその御意見は非常に積極的な御意見で大変結構だと考えますが、私これで終わります。

○委員長(鈴木恭一君) 次に太田康君に御質問でございますればお願いいたします。別にございませぬければ次に久保等君に対してお願いいたします。

○水橋藤作君 先ず最初に久保さん、ちよつと僕は聞き違ひかどうかかわかりませんが、先ほどの公述中に国際電信電話会社の条項とこうおつしやられたように私は聞いたのですが、日本電信電話公社のお考え違ひではなかつたかどうか、先ず念のためにお伺い

しておきます。

○公述人(久保等君) ちよつとあれは言い違へたかも知れませんが、具体的に、どの点で、何か……

○水橋藤作君 いや、これが記録に残りますので、あなたの各条項説明をされたのは日本電信電話公社と我々は解してよろしいかどうかということなんです。

○公述人(久保等君) その点は私が条文的に具体的な内容について申上げたのは、確かに日本電信電話が公社法案について申上げたのであります。株式会社法案のほうについては、条項の内容に亘つての御意見は申上げておりましたので、若しその点間違ひがございしたら御訂正をお願いします。

○水橋藤作君 もう一つお伺いしたいのは、組合としての立場から御意見を述べたになつたと思うのですが、我々のところには国際電信電話株式会社国際無線従業員組合という委員長宛に陳情と申しますか、要請が来ているのを見ますと、組合といたしましては、必ずしも久保さんが今おつしやつたことと同じでない。違つた意見が述べられておるのであります。これにつきま

して我々はつきりしないので、その組合なるものは如何なる性格であつて、そうしてその違ひ方はどういふものであるかということをお明確に久保さんの立場でお述べ願ひしたいと思います。

○公述人(久保等君) 私冒頭に申上げましたように、少くとも二、三年に亘つて特に電気通信事業の再建といふような問題で論議を公開の席上におきまして、或いは又若干非公式的ないろいろ研究機関等も持ちまして、研究を重ねて参つた結論的な点を私が申上

げたわけなんです。たゞ／＼今回の法案に

関連しまして、個人的な、或いは意見乃至は動き等があつたやに私も実は聞いております。併し国際部門につきま

しては、国内部門と若干違つた過去の経歴があるわけございまして、特に例へば大正十四年以後日本無線電信株式会社というふうなもの、或いは又昭和七年に国際無線電信株式会社という

ようなものが、設備面だけで会社経営の形で経営せられて参つた歴史があるわけでありまして。そういうふうな点から、いわば会社当時の経営に参画した従業員が、現在の国際部門の中に若干施設面であるわけでありまして、そういうたか／＼が個人的な考え方としてそういう考え方、特に今度国際部門を民営にしたほうがいいのではないかという考えを持つておられる諸君もあるやうであります。若干国際部門と国内の通信の従業員の空気と言いますか、状況というものは、違つた点があるわけでありまして、その点国際部門では多少複雑な事情もあ

ります。それから、若干そういうたか／＼の動きはありますが、これは少くとも私もいわけゆる現在の全国電気通信従業員組合の中に入つていない諸君が多少あること

から、個人的な動きとして現われておるやうに存じておるわけでありまして。まあそういうたか／＼の全国的な電気通信従業員組合自体といたしまして

も、その点非常に何と言いますか、今後の問題として十分に考へて行かなければならない。組合運動としても十分に考へて行かなければならない面が現在あるわけでありまして。併しまあそういうたか／＼の動きが現実的には若干違つた動きをしておりますが、これは何

もいゆる全国的な空気がそういう形

で、私がまあここで申上げておるやうなことが浮いておるといふように誤解されると重大な問題だと思ひますので、特にその点国際部門における若干の入り込んだ事情のあることも十分御了承願ひたいと考へるわけなんです。

○水橋藤作君 よくわかりました。ただ文章だけ、要請ばかり見ますと我々ちよつと不審を抱いたわけなんです。が、一部の動きと判断してよろしいやうに思ひますので了解いたしました。

○小笠原三男君 今回法案が出て来るまでの過程的な段階として、国会或いは機構上の審議をやることにおいて、公杜案ということが大体一本の結論であつたものが、三月末閣議で突如として会社案というものが一部に出て来たといふことについての理論的な背景等についてはいろいろ我々考究いたしますが、組合としてそういうものがこの内容で出て来た動機というものをどういふふうにつかんでおるか。組合としてというよりも、従業員の中

で、或いは職場の中でこういう分離された形態で出て来たことの直接の動機、或いは何と申しますか、政界その他における利害関係等どういふうな形で集約されてこうなつて来たものと把握しておるのか、この際率直にお伺いしたい。

○公述人(久保等君) その点は先ほども私申上げたように、少くとも私もご理解できる理由は、突如と言いますか、三月になつて閣議の決定を見たという関係についても、実は理由を發見することは私自体としてもできないわけですが、ただその間特に利用者のか

たがたの熾烈な要望があつたというこ

とは聞いておるわけですが。或いはまあ
そういうようなことが相当大きなウ
エイトを占めたかどうか知りません
が、ただ私どもがこれを一応理論的に
納得する理由としては、先ほどもちよ
つと申上げたように、俗な言葉で言え
ば、儲かる面は民営にしたほうがいい
のじゃないかという考え方がたま／＼
こういう形に現われて来たのじやな
いか、そのように理解する以外に実は
従来からのい／＼なことを仔細に検
討しても、それ以外に発見することは
できないということが私どもの率直な
経過であります。

○小笠原二三男君 次にお伺いしたい
ことは、いろいろ言われるように機構
のことですが、機構上ライン・システ
ムについてい／＼批判がございます
が、従業員としてこの批判に應じて、
公社経営の場合にどういう機構がいい
というふうに対抗的なものをつかん
でおられるか。そういうものがありま
したらこの際御披露願いたいというこ
とが一つ。それからもう一つは、最近私
仄聞するところによると、ライン・シ
ステムから起つて来たためか、官庁内
部における縦張り申しますか、業
務、営業、まあ営業においても運用と
かその他に分かれるようですが、これ
らがおの／＼公社経営になつた後にお
ける機構上の問題について、それ／＼
の部局が意見を持つて、いわゆるその
部分のライン・システムの下級機関に
対して大いに輿論を喚起せよというふ
うに、それ／＼の筋で主張を下部に伝
えて輿論喚起に努めて、大いに公社に
なつた場合に公社内において有利な地
歩を占めようという動きがあるという
ことを私聞いたのですが、そういうこ

とが内部において事実あるならばある
としてそれについて批判を加えて頂き
たい。以上二点について……。

○公述人(久保等君) 特に国際の場合
についてですが、機構改革の問題につ
いては先ほどもちよつと申上げたよう
に、国内部門についても同じように、
非常に昭和二十四年の機構改革以来現
場部門が機構の面から見れば輕視
せられて、管理部門が非常に頭でつか
ちな形になつておるといふ点はあるわ
けであります。このことは国内の場合
についてもやはり同じように言えるわ
けです。国際部門について機構改革に
ついてはどういう意見を持つておるか
という点になりますと、私どもは先ほ
どの公述の際にも申上げましたように、
取扱局のすぐ上部の管理部門につきま
してもい／＼国内部門との間に錯綜
をしておるわけでした。管理上自体に
つきましても四つ乃至五つというよ
うな非常に多くの管理部門に分かれて
おるといふような点も、特に国際部門
について考えて見ましてもそれを整理
統合するといふようなことが当然なさ
ねなければならぬと思ひますし、同
時に国内部門についてもその問題は全
く同様な問題として実は現在あるわけ
です。これは公社問題とは全然別問題
といたしまして、昭和二十四年のこ
うした機構改革がなされる際におきま
しても、私ども強力にこういつたもの
が日本の国情に副わないし、又こうい
うことによつて結果的にはもう必ずう
まく行かないことが余りにもはつきり
しておるのじやないかというやうなこ
とで、当局に対して嚴重に実は反省を
求めたわけでありますが、如何せん当
時の実情といたしましては、全く極言

すれば自主性を失つたやうな形で実施
されたわけでありまして、その結果が現
在のやうな実情になつて参つておるの
であります。従つてそういう場合
に、公社問題を論議するのと否にかか
らず、従来からの懸案であります
し、私どももいたしまして、こういつ
た面については現業部門を強化する、
機構の面においては強化すると同時に、
上部団体をできる限り簡素化すべき
だといふ考え方を持つておるわけであ
りまして、この点について現在いわゆ
る従業員の立場といたしましては、あ
らゆる面において結論的には一致い
たしておるといふふうに考えるわけ
ですが、たゞ／＼具体的な細かい問題に
なりますと、相当慎重に考究しなければ
ならぬ余地があるのじやないかとい
ふふうに考えております。

なお縦張り争ひ云々の問題ですが、
その問題につきましては外部へ働きか
ける云々の問題につきましても、私も
承知いたしておりますが、ただ内部
的にとかくライン・オルガニゼーショ
ンというシステムがそういう傾向に走
る危険性を持つておるのは事実であり
ます。国際部門について申上げたと同
じやうに、いわゆる電氣通信事業の上
から如何に管理部門を考え、取扱部
門を考えるかという点については、十
分慎重に考えて行かなければならぬと
いうことで、私どももいたしまして
この点特に専門部門等を設置いたしま
して考究を重ねておるわけでありま
すし、早急にこの問題について結論を
出したいと思つて、目下具体案を作ら
ない準備を進めておるやうな状況で
ございます。

○小笠原二三男君 第二の点について
お答え願ひたい。と申しますのは、も
う一度申しますが、大臣は過般の委員
会における答弁では、公社機構につ
いてはこれは政府が決定するのが望ま
しくない、従つて公社ができ、總裁がで
き、公社自体において考究の上急速に
公社機構というものを考えるべきであ
る。こういう御答弁があつたのです
が、ところが私ども／＼仄聞しますと
いふと、本省における各部局にお
いて、やはり機構の問題についてい
ろ／＼考究せられておつて、それらがさ
まざま意見が一致を見るに至らない状
況のままで各部局の下級機関等に対
して進むやうに部内の輿論を喚起する
といふやうな／＼な動きがあるとい
ふやうな点を伺つたのですが、内部に
おればそれはわかつておられるでし
うから、事実であるなら事実として
伝え願ひたい。知らないなら知らない
で結構です。

○公述人(久保等君) 只今の御質問で
すが、機構改革の準備と云ふことで、
確かにそういう準備を進めておつた
わけですが、最近国会における大臣の
言明と殆んど同時に、一応機構改革の
準備の問題については現在休止いたし
ております。従いましてはもういつた論
議を、正式の一つの委員会、移行準備
室といふやうなところで現在はやつて
おりません。

○小笠原二三男君 それで、内部的に
そういう動きもないわけですか。

○公述人(久保等君) まあその点は、
特に事業に直接携わる者としては、勿
論そういう準備室が作られる作られな
いにかかわらず重大な関心を持つてお
るわけですし、又それ／＼若干、それ

こそ個人的な行動と言ひますか、そう
いふ点において全然やつておらないと
いうことを私自身がこころではつきり責
任を持つてお答えすることはできかね
るわけですが、少くとも正式と言いま
すか大臣のまあ命令と言ひますか、役
所の仕事として準備をすることにつ
いては一応差しとめた、現在保留した
という状態になつて参つておるわけ
です。

○委員長(鈴木泰一君) 別にございま
せんでしたら、次に渡辺吉二郎君に
してお願いいたします。

○小笠原二三男君 渡辺さんにお伺
しますと、渡辺さんの従事しておられ
る公社の事業はどういうことをなさ
る御事業で、そういう又電氣通信省との
関係はどういう関係であり、将来公社
乃至会社ができましたと、それとの関係
はどういうふうになつて行く会社であ
るか、あなたのお話の前提になる基礎
要件として私お伺いしておきたいので
す。

○公述人(渡辺吉二郎君) 私の今役員
をしております日本通信建設株式會
社は、これは電氣通信の建設工事を請
負うのが目的でございまして、これは
今度提案されております国際電信電
株式會社のような特殊会社ではござ
いません。同時に請負を営むばかりで
はございません。又今後皆様の御審議の結
果、公社に電氣通信省の国内事務がな
り、又は特殊会社としての国際電信電
株式會社が生れましても、現状とい
うものは何ら変更はない。やはり一般
業者と同じやうに競争入札で仕事をや
つて行く会社であると、かやうに考え
ております。

○小笠原二三男君 各公述人のかたがたからも申されたい、質問もしたことで、重複するのでございますが、国際会社につきまして、新しくできる会社につきまして、皆さんよく、会社経営になれば特性が發揮される、それから貿易上も活潑な施設が拡充されるというのを重要な理由として挙げられておられるのが、民営であるが公社でございまして、私、素人なものでございまして、國營であるが、これはやろうと思えばできることであつて、絶対的な要件としてこういう経営……何と申しますか、経営体ですがが変らなければならぬということについて、どうも一つ胸に入らんものがあるもので、この際一つ私たちに教えて頂くという意味で、もう少し経験に照らしてと申しますか、御認識のある点について御発表願いたいと思ひます。

○公述人(渡辺三郎君) どうもそれほど実業の経験のない私が誠に申し上げるのも恐縮なものでございますが、御質問がございまして、私にできる限りのことで申し上げます。私、北支那におきまして電信電話の純然たる民営会社の役員を八年半やつておりました。その後又帰国して役人になりました、戦後の電信電話の復旧の業務面を担当する局長になりました。やめて五年後、又民間の今重役をやつておるのであります。そういう点からは一番、何と申しますか、まあ官営のいいところと悪いところ、民営のいいところと悪いところを身を以て体験したというふうな気持ちを持っております。そこで今御質問の、なぜ形態を変えなければ事業がよくならないかという点でございしますが、これは形態という言葉自体

が非常に誤解を招きやすいのでありまして、中身を逐一、今度提案されました公社案なり或いは特殊会社としての国際電信電話株式会社案というものと、現在の国有官営の特別会計下におきまして国内及び国際電信事業のやり方と、具体的に財務の面、会計の面、或いは人事管理の面を比較いたして参りますと、その結論は形態に引つ括られて批評されるわけでございます。従いまして純然たる大體民有官営というものでは、公社或いは今度の特殊会社というものは、成るほど法文では公社に至りましては、成るほど法文では國と獨立した法人である、又國の予算と獨立した公共企業体であるというふうにして書いてございまして、又国際電信電話株式会社も、会社という名前は使つておられますが、随分その人事、財務、経営の面で監督官庁の支配が加わつておられます。従つて私は、この官営の一番民営的な公社、民営の一番官営的な特殊会社とは、これは二つ比べますと、そう大してそこに実質上の差がない。或いはイデオロギーから言いますれば成るほど一概に企業形態を改めるといふことが一つの大きな思想の違ひのようと思ひますが、具体的な内容の一つ／＼を比べますれば、この二つ

はいわば右から来たものと左から来たものが丁度真中あたりで背中合せになつて双子になつたというふうな考えられます。従つてそういう意味で、むしろ御質問の要点は、今までの官営官有の欠点というものが一体どんなところにあるのか、又国際電信事業を純然たる民有官営にできない理由はどこにあるか、この方面から政府の立案されたかたに具体的に立証して頂くというこ

とによつて御質問が解消するのではないかとと思ひますし、又具体的な私どもの体験から言ひますれば、これは又何と申しますか、従業員は勿論ございしますが、私も役員そのものが株主に対して毎日責任を感じております。又この株式の出資されましたお金に対しての責任も持つております。併しそういう企業的なものが果して今の官有官営の状態であり得るかどうか、又あつたといひましたも、それが利益金処分、或いは欠損の補填の面、欠損に對する當事者の責任の面、こういうものが發揮されているかどうか、これも大きな私には要素ではないかと思われまして、私も長らく通信省に御厄介になりまして、いろ／＼と官有官営のいいところも學んで参りましたが、一番記憶に残つております勉強の一つとして、は、ペリーの大学の教授が、役所の仕事は放つて置いて死ぬといふことは、併し企業は放つて置けば死ぬのである。企業が死ぬば従業員も死ぬのだというふうな意味のことを、フランスが戦争後特別会計にする前に発表されたものを讀んでおります。要するに会社と共に生き、共に死ぬという氣持が今の国有官営の事業でどの程度發揮できるだろうか。役員が任期がある、その任期のうちに自分の責任を果して仕事をすると、それから利益金の処分をする、その処分に対してとにかく株主の意向を十分に反映する、こういう機構が国有官営には絶対ないのであります。そこが企業としての電信電話事業というものを考えますと、消費経路若しくは官庁経営の理論から生れた今までの財政原理というものは当然改められなければならない。これは自分

は身を以て役人をやり、民営の事業をや、今又民間で仕事をしております場合に考えられることであります。月末になりまして、従業員の給料をどうか遅配のないように、又株主に對しまして、投資額に對する妥当な報酬を何とかして捻出する、又安く早く工事を切上げるというふうな、いろ／＼な今の国有官営のままの事業から果してできるかどうか、こういう点から御質問の裏からの答えになつております。

○小笠原二三男君 そういう話を聞いて、公社と特殊会社とは裏腹の問題で歩み寄つて来ておるのだというふうなことで、私も腑に落ちた点があるのですが、午前以来公述人のかた／＼が公社そのものに御賛成のかたでも修正の御意見の、希望のあつたかたは、すべてこの公社の責任態勢を明らかにして強化して行くと共に、又大蔵大臣、その他における監督、統制を成るべく排除して、特に財務、會計制度において自主性を持たせる、こういうことでございしますが、これらの修正がなされた暁の公社というものと、今会社として出ておつて、これだけ許可、認可命令等の監督管理を受ける特殊会社とは、私ども変りがない程度のもので、これは会社と言つても、公社と言つても、そういうふうな願えたら望ましいと思はれる公社形態と私は運用上変りがないような感じがするわけでありまして、でそういう立場に立つ特殊会社であるものは、絶対的に特殊会社でなければならぬことではなくて、望ましい形の公社であれば、あつてもこれは当然それでもよろしい。これ以上一步も抜けないのじやないかという感じを私は持つわけでありまして、この点如何ですか。

○公述人(渡辺三郎君) 実は午前中の御意見伺つておりませんので、人様の御意見を聞かずに批評ができませんが、今の御質問の点は、やはりそれでもこの公社案と特殊会社案とは、やはり一線画さるべきものがあるように思われます。それはやはり國の予算と同じように審議されて来た、内閣にかけ、閣議にかけて決定されて国会に出るという点と、片方は特殊会社で監督はなか／＼厳しいとこれは思ひますが、それに対してやはり会社法による。殊に新商法による会社の妙味はやはり十分にこれは發揮される、そういう点はやはり提案されました公社と特殊会社とは一線画されておる、さうに考えます。

○小笠原二三男君 最後の一つ、公述の当初に當つて渡辺さんは私は利害關係者としてというふうな御発言があつたので、そのほうで一つ伺ひますが、利害關係者として国際電信電話のほうに公社になつた場合におきまして、建設部門等については、これは公社自体が直營することなしに民間に請負わせてやるという点については、直接の利害關係者としてどういう御意見を持つておりますか。

○公述人(渡辺三郎君) これは誠に言葉が不適当で、そういうふうな御了解になつたと思ひますが、私が利害關係者と申しましたのは、公述人として申請いたしました理由にも書いてございします通り、電信電話事業に三十六年従事しておるということ、目下国立電気通信大学の講師をしておるということ、それから現在の会社の役員をしておる、こういうふうな私の経歴か

ら見て、この日本が始まつて以来の重大な法案が国会で審議されるときに、どうも一言私の平素考えておることを申し上げておきたいという意味で利害関係という言葉を使いましたので、私現在やつております仕事の問題につきましては、別に先ほど説明した以上に、特にこの両法案が通過いたしましたために利益を得ようとかいうような期待も持つておりません。

○小笠原二三男君 それでよくその事情はわかつたのですが、組合のほうの話では、どうもこの公社は民営に移行する一つの前提として行われることである、その証拠には一部は国際会社というもので会社になり、又公社経営の中でも建設会社或いは倉庫会社、或いは輸送会社へ、それ／＼の部門はそれは民間経営に委ねて、そうしていろいろな請負等をやらせるといふふうにとんどん切離して行くような動きがある、そういう前提に立つ公社案には絶対反対だと、こういうような意見をとおつておるわけでありませう。それで一つこれはそういう意味では渡辺さん言いますらいいところでしょうか、こういう公社経営において建設部門まで実際直営でやるといふことは、或いは民間にやらせるといふことについては、どういう御意見を持つておるか、やはりこれはお尋ねしたい。

○公述人(渡辺晋二郎君) 今の御質問の点は、私が答えるより当局者がお答えすべきものと思いますが、ただ民営にすることを前提としない公企業体であれば賛成だという御意見は新聞でも私よく承知しておりますし、又、この間の料金値上げの公聴会の際にも拝聴しました。それは今の電信電話

公社の設立前すでにそういう御議論でございまして、従いましてこの公社と今の意見との関係はむしろ無縁に近いのではないかと考えられます。これは又公社若しくは特殊会社としての国際電信電話公社ができました場合に工事などの程度請負をせよ、これは誠に経営者の判断によるはかありません。併し絶括的に見まして一体工事というような仕事そのものが官の力がなければできないものであるかというようなことから見ますと、私はやはり十分に民間の技術と資金でやり得るし、又そのほうが便利であると、かように考えております。

○水橋藤作君 渡辺さんと久保さんにお尋ねしますが、私は関心を持つておりますので御両者の御意見を参考にしたいと思つております。それは渡辺さんも長らく通信省関係に従事しておられたので、いろいろこの問題も関心を持たれておると思うのですが、それは名称ですね。つまりもとは通信省であつて、それから電信電話が電通省と分れた、そして郵政省に変わった、又電信電話及び電波が包含される、そこでこれを郵政省でいいか、案を出しますれば通信省とか、或いは通信省、これはいろいろあると思うのですが、これにつきましても現在の郵政省そのまゝの名称が適当とお考えになるか、或いは通信省とお考えになるか、又は通信とか何とか、名称はどれが適当であるかということにつきましても久保さんと渡辺さんの両方の意見をお伺いして参考にしたいと思ひます。

○公述人(久保等君) いわゆる官庁としての名称が只今具体的に言われてゐる三つのうちの点がいいかというところは、その点と公社の問題との関連性がちよつとよくわからないのですが、名称を変えるのがいいかどうかというような問題になりますと、私は原則的に言えば余り名称の変更をするのは好ましくないのじやないかというふうに考えております。それはなぜかと申しますと、少くとも電気通信事業というのは高度な公共性を持つておるものであれば当然国民大衆の利便というところをやはり第一義的に考へて名称という問題を考慮して行くべきであるというところを考へて参つた場合に極端に言えば朝令暮改的に名称をどん／＼変えて行くということとはそれだけ電気通信事業に対するやはり一種の愛着、緊密感、そういうものを削減して行く結果になると考へるわけでありませう。そういう点から言えば余り名称をしよつちやう変えるということとは、氣分的に一新していいのだという考へ方も或いは成り立つかも知れませんが、従いまして只今の三者のどの名称が適当であるかという問題になつて参りますと、名称を余りしよつちやう変えないという形で、而も実態が最も的確に表現できる名称を使つて行けばよろしいのじやないかというふうに考へるわけでありませう。

○公述人(渡辺晋二郎君) 名称の問題はなか／＼沿革がございまして、大體通信省という言葉自体も明治の初めは郵便局と言つてトランスポート・コミュニケーションの時代で、これがテレコミュニケーションの行政を扱う役所ができました場合は電通省という名前が使われたというものは当然だと思ひます。郵政省というものはその場合、対照的に扱われたと思ひますが、郵政省そのまゝの名前は私は必ずしも適当だとは思つておりません。と申しますのは、今の郵政省はなか／＼重大な貯金その他の仕事をやられます。今後この公社或いは特殊公社ができるに監理官が配置されて監理されるように法案で拜見します。従つて本當を言えば成るほどたびたび変へることは国民は迷惑しますが、実態のわからない郵政省というやうな看板を掲げておくというところはなほ一層国民に迷惑をかけるのではないかと思ひます。従いまして私の意見としては通信省が一番いいじやないかと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 他に御質問ありませんか。

それではこれを以て本日の公聴会を閉会いたしたいと思います。

終りに臨みまして一言御挨拶申し上げます。公述人のかた／＼には非常に御多忙のところ枉げて当委員会においで頂きまして有益な御意見を拝聴することができました誠に有難うございました。厚く御礼申し上げます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十六分散会